

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 1
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済産業省生産動態統計調査（法定受託事務を除く）		
事務・権限の概要	○目的：我が国鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。 ○根拠法令：統計法（平成19年法律第53号）第7条、第9条 ○関係する計画・通知等：公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定） ○経済産業局の具体的な業務内容：中規模企業等を対象とした調査（調査対象名簿管理、調査票の配付・回収・督促・審査、業況ヒアリング、苦情対応、調査員の任命・指導、新規事業所の把握等）		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	64人の内数（平成25年度末現在） （北海道局7人の内数、東北局10人の内数、関東局9人の内数、中部局6人の内数、近畿局10人の内数、中国局11人の内数、四国局4人の内数、九州局7人の内数）		
事務量（アウトプット）	・毎月実施。 ・調査対象数は約17,000事業所（うち経済産業局実施分 約8,300）。 ・経産局からの調査票配布数：約8,300／月、 調査票回収・審査数：約8,000／月、 督促数：約2,700／月（延べ数）		
地方側の意見	—		
その他各方面の意見	都道府県においても、統計部局において厳しい人員削減が進められる中、統計調査に係る追加的業務負担に対しては、その調整に困難を極めたところ。 現在経済産業局が担っている当該統計に係る調査業務については、比較的規模の大きな事業所を対象とし、IIP（鉱工業指数）等への影響も大きいため、厳密な審査を求められること、また、扱う調査票の種類も多く、調査票ごとに習得しなければならない品目知識も多いことから、都道府県に移譲することになった場合の都道府県側の負担は極めて大きくなるのが懸念される。 実際、本件について、都道府県の現場からは、「現在まで国が主体となって実施してきた業種は大規模事業所が多く、各都道府県レベルでは対応しきれない恐れがある。また、統計担当部署における定員配置状況は近年非常に厳しくなっており、そもそも業務の増加に対応するのは難しい。」との声あり（東京都、大阪府等）。		
平成21年工程表における見直しの内容	民間委託の拡大等を進める。		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限	調査対象品目や調査対象抽出基準の見直しを毎年行っており、平成21年と比べて調査対象事業所数は約400事業所（うち経済産業局実施分約300）減少。		

<p>の現状を的確に理解 できるような情報</p>	
<p>その他既往の政 府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事 務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>A-a ※ 都道府県 が既に調査 を実施して いる業種であ って、都道府 県の側にお いて受け入 れる体制が 整ったもの について移 譲を検討</p> <p>C ※ 上記以外 のもの</p> </div> <p>(参考) 平成 22 年の検討 結果 A-a ※ 都道府県が 既に調査を 実施して いる業 種であ って、 都道府 県の側 にお いて 受け 入 れ る 体 制 が 整 っ た も の に つ い て 移 譲 を 検 討</p> <p>C-c ※ 上記以外 のもの</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>生産動態統計は統計法にて国が実施する基幹統計として位置づけられ、①鉱工業に関する月次動向の把握・公表、②IIP(鉱工業指数)、GDP速報等の重要経済指標作成の基礎データ提供等の役割を果たしており、業務の遅滞、精度の低下は経済政策上、大きな支障を及ぼす。</p> <p>本調査業務では、毎月半ばまでに約 17,000 事業所から前月末メデータの調査票を回収し、これら調査票について集計・分析の上、①業種別の統計を月末に公表するとともに、②同日に公表するIIPの算定用データの作成・提供を行っている。こうした極めてタイトな日程の中で、調査票の配布、回収・審査(疑義照会、修正等)、データの集計・指数化、分析等を行う必要があり、本省、局、都道府県が連携をとりつつ分担して調査業務に当たっている。</p> <p>現在、局及び都道府県が分担して調査を実施している業種については、都道府県の側において追加業務(現在の局の担当事業所数は約 4,300、都道府県担当は約 2,000)を遅滞なく処理するために受け入れる体制が整ったものについて、全国一律・一斉に局担当分の移譲を検討する。この場合、本事業は統計法に基づく基幹統計作成のために国が責任を持って継続して実施すべきものであることから、従来都道府県が実施してきた部分と同様、統計法に基づく法定受託事務として都道府県が受け入れることが前提となる。</p> <p>他方、現在、局にて実施し、都道府県は関与していない業種は、鉄鋼、化学、紙パルプ、鉱物、非鉄金属等、比較的大規模の事業所から成り、通常その事業活動範囲が一の都道府県域を超えること等から、全国的な規模で実施すべき事務として、局にて調査を行ってきたもの。そのため、当該調査を各都道府県に移譲した場合、各都道府県にとってこれまで取り扱ってこなかった業種に対応するため専門的知識、体制整備が求められることに加え、これら業種は各事業所の規模が大きい半面、事業所数は少なく、都道府県に僅少数の業務(1県1業種当たり平均約 2.6 事業所)が分散されることから、全体の行政効率も低下するおそれがあり、引き続き局にて実施することが適当。</p> <p>また、本調査業務については、調査票の印刷・発送等、民間を活用できる部分については既に外注により効率化を図っているところであるが、上記の通り、タイトな日程の中でIIPの作成業務と密接に連携しながら実施しなければならない業務であり、このような月次調査に係る業務全体を民間委託した場合、その円滑かつ継続的な実施は極めて困難。よって、引き続き国が中心となって実施することが必要。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 2
-------------	-------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																	
事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 ・エンジェル税制の認定																																																																
事務・権限の概要	<p>○目的： 新たな産業の創出・育成、地域経済の活性化に寄与することにより、我が国イノベーションを促進し、日本経済全体の成長と活性化を図るためには、創業・アーリーステージの中小・ベンチャー企業の資金調達環境を整備することが重要であることから、資金供給の担い手である個人投資家の増加を図る。</p> <p>○根拠法令： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第4条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第4条の2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第5条の2</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する「特定新規中小企業者」の要件に該当する者に対し、地方経済産業局・経済産業部長が「確認書（大臣名）」を発行する。</p>																																																																
予算の状況 （単位：百万円）	—																																																																
関係職員数	65人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局10人の内数、関東局10人の内数、中部局6人の内数、近畿局12人の内数、中国局6人の内数、四国局8人の内数、九州局4人の内数）																																																																
事務量（アウトプット）	<p>（エンジェル税制確認書発行件数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務指標</th> <th colspan="2">北海道局</th> <th colspan="2">東北局</th> <th colspan="2">関東局</th> <th colspan="2">中部局</th> <th colspan="2">近畿局</th> </tr> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>88</td> <td>60</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">業務指標</th> <th colspan="2">中国局</th> <th colspan="2">四国局</th> <th colspan="2">九州局</th> <th colspan="2">沖縄局</th> <th colspan="2">全国</th> </tr> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> <tr> <td>確認件数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>99</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table> <p>（件）</p>	業務指標	北海道局		東北局		関東局		中部局		近畿局		平成23年度	平成24年度	確認件数	0	0	3	0	88	60	1	1	6	2	業務指標	中国局		四国局		九州局		沖縄局		全国		平成23年度	平成24年度	確認件数	0	1	0	0	1	0	0	0	99	64																
業務指標	北海道局		東北局		関東局		中部局		近畿局																																																								
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度																																																							
確認件数	0	0	3	0	88	60	1	1	6	2																																																							
業務指標	中国局		四国局		九州局		沖縄局		全国																																																								
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度																																																							
確認件数	0	1	0	0	1	0	0	0	99	64																																																							
地方側の意見	<p><全国知事会></p> <p>「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」（平成23年8月30日） —「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。 （抜粋）中小企業やベンチャーの支援に関する事務</p>																																																																
その他各方面の意見	—																																																																
平成21年工程表における見直しの内容	<p>新規産業の環境整備に関する事務</p> <p>ベンチャー支援事業等については、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。</p>																																																																

<p>平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報</p>	<p>—</p>
<p>その他既往の政 府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事 務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">A - a</div> <p>（参考） 平成22年の検討 結果 B②</p>	<p>（区分の理由等） 当該事務は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律をはじめ租税特別措置法などの各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた持続性のある十分な実施体制が必要である。また、当該事務は国税の特例措置等を適用するための前提となるものであることから、国税関連の解釈等に関して全国統一的に遂行される必要がある。このため、税関連解釈等に関して国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。</p>
<p>備考</p>	<p>当該事務は、国税の特例措置等を適用するための前提となるものであり、税関連解釈等に関しての国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整が前提。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 3																													
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																
事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 ・産業クラスターの支援																															
事務・権限の概要	<p>○目的：我が国産業の国際競争力強化等に資する新事業の創出等</p> <p>○根拠法令：なし</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：産業クラスター支援として、平成13年度以降、企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、広域的な産学官のネットワーク形成によるコーディネートを実施。</p> <p>立ち上げ期、成長期を経て、平成22年度から1年前倒して自律的発展期に移行しており、国の支援は、各産業クラスター活動の自立化に向けた地域主導の取組に対する側面的な支援にシフト。</p>																															
予算の状況 (単位:百万円)	-																															
関係職員数	143人の内数 (北海道局19人の内数、東北局19人の内数、関東局11人の内数、中部局12人の内数、近畿局12人の内数、中国局26人の内数、四国局8人の内数、九州局36人の内数)																															
事務量（アウトプット）	<p>【過去の産業クラスター支援の実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金採択件数</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>確定帳簿検査</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>中間確定帳簿検査</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>企業訪問総数</td> <td>約 4,700 回</td> <td>約 3,800 回</td> <td>約 4,000 件</td> </tr> <tr> <td>研究者訪問総数</td> <td>約 1,100 回</td> <td>約 1,100 回</td> <td>約 1,100 件</td> </tr> <tr> <td>企業間、企業・大学間のマッチング調整件数</td> <td>約 14,300 件</td> <td>約 10,200 件</td> <td>約 10,300 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年度以降は、側面的な支援（会議への参加や企業訪問、地域からの求めに応じて助言等を実施）にシフトしており、定量的な事務量の実績値はない。</p>					平成19年度	平成20年度	平成21年度	補助金採択件数	約 90 件	約 80 件	約 80 件	確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件	中間確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件	企業訪問総数	約 4,700 回	約 3,800 回	約 4,000 件	研究者訪問総数	約 1,100 回	約 1,100 回	約 1,100 件	企業間、企業・大学間のマッチング調整件数	約 14,300 件	約 10,200 件	約 10,300 件
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																													
補助金採択件数	約 90 件	約 80 件	約 80 件																													
確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件																													
中間確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件																													
企業訪問総数	約 4,700 回	約 3,800 回	約 4,000 件																													
研究者訪問総数	約 1,100 回	約 1,100 回	約 1,100 件																													
企業間、企業・大学間のマッチング調整件数	約 14,300 件	約 10,200 件	約 10,300 件																													
地方側の意見	<p><平成23年8月30日全国知事会（抜粋）></p> <p>「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。</p> <p>・新規産業の環境整備に関する事務</p>																															
その他各方面の意見	-																															
平成21年工程表における見直しの内容	<p>国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。</p> <p>産業クラスターの「自律的発展期」（2011年～2020年）における支援について、期間の短縮を含め、国の役割を縮小する。</p>																															
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度	<p>平成22年度から自律的発展期に入った産業クラスターについて、国は、地域主導の取組に対する側面的な支援へシフト。</p>																															

改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	
その他既往の政府方針等	—
検討結果（事務・権限の区分） <div data-bbox="194 510 363 654" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80px; text-align: center;"> C </div> （参考）平成 22 年の検討結果 B②	国の経済成長に資すると期待される新産業分野における広域的なクラスターについては、引き続き国の産業競争力強化の観点から支援していく必要がある。
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 4																					
事務・権限移譲等検討シート（個票）																								
事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 ・ソーシャルビジネスの振興に関する事務																							
事務・権限の概要	<p>○目的 「新しい公共」の重要な担い手として、福祉・子育て支援、環境、まちづくり等の社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス（以下「SB」と言う。）を振興することにより、地域における新しい産業・雇用を創出するとともに、SBの事業規模拡大や事業基盤強化を促進。本事業は平成23年度に終了。平成24年度より、東日本大震災復興のため、被災地向けのSB事業を支援（平成24年度から5年間の予定）。</p> <p>○根拠法令：－</p> <p>○関係する計画・通知等 ・東日本大震災からの復興の基本計画（平成23年7月29日決定） 5.（2）②雇用対策 5.（4）④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 ・補助事業の採択審査手続、補助金の交付決定及び確定の手続 ・補助事業の進捗状況（中間、年度末） ・補助事業の管理及び指導・助言 等</p>																							
予算の状況 （単位：百万円）	<p>○平成25年度予算額 地域新成長産業創出事業費補助金 東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業 200百万円</p>																							
関係職員数	65人の内数（平成25年度末現在） （北海道局3人の内数、東北局10人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局12人の内数、中国局5人の内数、四国局5名の内数、九州局8人の内数）																							
事務量（アウトプット）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">局別</th> <th colspan="5">平成24年度（新規）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>補助事業の採択審査件数（応募件数）</th> <th>補助金の交付決定件数</th> <th>補助金の確定件数</th> <th>補助事業の進捗状況件数</th> <th>補助事業の管理及び指導・助言の件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> </tbody> </table>						局別	平成24年度（新規）						補助事業の採択審査件数（応募件数）	補助金の交付決定件数	補助金の確定件数	補助事業の進捗状況件数	補助事業の管理及び指導・助言の件数		38	12	12	24	36
局別	平成24年度（新規）																							
	補助事業の採択審査件数（応募件数）	補助金の交付決定件数	補助金の確定件数	補助事業の進捗状況件数	補助事業の管理及び指導・助言の件数																			
	38	12	12	24	36																			
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）																							
その他各方面の意見	－																							
平成21年工程表における見直しの内容	新規産業の環境整備に関する事務 国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全																							

	<p>国的視点に立った事業に限定する。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度で全国的に実施してきたS B事業（地域新成長産業創出促進事業の内数）は終了。 ・平成24年度より東日本大震災の影響を受けた被災地向けにS B事業を実施。
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> C </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C - c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成24年度より、東日本大震災の復興支援事業として、対象地域を特定被災地域に限定した支援を実施している。本事業は域内の県境を跨いで活動するものに対しても支援することもあり、また、活動対象地域は復興の進捗を考慮して選定する必要があることから、国が域内を俯瞰して実施すべきもの。 ○なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 5																																								
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																											
事務・権限名	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務																																										
事務・権限の概要	<p>商工会議所法は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。</p> <p>同法においては、商工会議所の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収及び検査等、全国的見地から国が行うべき事務について経済産業大臣が行うこととされており、これらの事務以外のものについては政令で都道府県知事へ委任されている。</p> <p>《国（経済産業局）の権限》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立の認可、定款変更の認可（組織の根幹に関わるもの）、設立認可の取消し、解散の認可 等 <p>《都道府県の権限》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商工業者の基準引き上げに係る許可等、定款変更の認可（軽微なもの） ・ 年次報告の受理 等 																																										
予算の状況 （単位：百万円）	—																																										
関係職員数	67人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局6人の内数、関東局7人の内数、中部局7人の内数、近畿局10人の内数、中国局12人の内数、四国局8人の内数、九州局8人の内数）																																										
事務量（アウトプット）	<p>定款変更等の許認可処理件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>64</td> <td>20</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>北海道経済産業局</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>関東経済産業局</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>近畿経済産業局</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>中国経済産業局</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>四国経済産業局</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>九州経済産業局</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>				平成22年	平成23年	平成24年	全国	64	20	26	北海道経済産業局	2	4	0	東北経済産業局	8	2	2	関東経済産業局	10	6	6	中部経済産業局	11	3	5	近畿経済産業局	12	1	4	中国経済産業局	7	1	2	四国経済産業局	0	1	4	九州経済産業局	14	2	3
	平成22年	平成23年	平成24年																																								
全国	64	20	26																																								
北海道経済産業局	2	4	0																																								
東北経済産業局	8	2	2																																								
関東経済産業局	10	6	6																																								
中部経済産業局	11	3	5																																								
近畿経済産業局	12	1	4																																								
中国経済産業局	7	1	2																																								
四国経済産業局	0	1	4																																								
九州経済産業局	14	2	3																																								
地方側の意見	—																																										
その他各方面の意見	<p>〈平成25年5月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の商工会議所制度が国際的な信用を失墜することがないようにするためには、商工会議所の同質性を堅持することが不可欠であり、同制度の根幹に関わる事項については、商工会議所法を所管する国において、同法に係る許認可権限を保持し、統一的に運用する必要がある。（日本商工会議所） ・ 現在はわが国および地域経済の経済構造等を巡る環境が大きく異なり、商工会議所が直面する課題が大きく変化する中で、商工会議所がこれらの変化に的確に対応し、商工会議所法の目的を達成する観点から自らの機能を最大限に発揮するためには、副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制は可能な限り緩和すべきであると、各地商工会議所の声を受け、主張してきたところである。（日本商工会議所） ・ その上で、設立・解散・合併の認可など商工会議所制度の根幹に関わる事項については、同権限を国に残すべきである。また、定款変更の認可については、地域の実情に応じて自由かつ主体的な活動を展開できるようにするために、「届出制」とすべきである。（日本商工会議所） 																																										

平成 21 年工程表における見直しの内容	<p>商工会議所に係る許認可・監督に関する事務</p> <p>商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。</p>
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後から現在まで、当該事務・権限に関する見直しの取組、制度改正等は行っていない。
その他既往の政府方針等	<p>【地方分権改革推進委員会第 1 次勧告（H20. 5. 28）, 第 2 次勧告（H20. 12. 8）】</p> <p>商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>A-a</p> <p>※商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。</p> <p>C</p> <p>※上記以外の事務</p> </div> <p>（参考）</p> <p>平成 22 年の検討</p> <p>A-a（一部）</p> <p>C-c（その他）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給された証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するためには、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を保持しなければ著しい支障が生じる。</p> <p>業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握することが必要であること、また、許認可対象者の利便性も考慮すると経済産業局にて実施するのが適切。</p>
備考	<p>「地方分権改革推進委員会」から政府に対して出された「第 1 次勧告」（H20. 5. 28）及び「第 2 次勧告」（H20. 12. 8）において、「商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する」とこととされている。したがって、移譲に当たっては、所要の規制緩和（届出制への変更等）を含めて検討することが必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No.												
事務・権限移譲等検討シート（個票）															
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・地域技術の振興に関する事務（地域イノベーション）														
事務・権限の概要	<p>○目的 我が国経済全体の発展、国際競争力強化の観点から、新事業・新産業の創出につなげるため、企業、大学、公的研究機関などの産学官連携による高度技術の開発について、全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点に立った事業を実施する。</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 本省が予算要求、公募・採択取りまとめ、プロジェクトの一元管理等を行い、経済局が事前相談、応募受付、実施体制・地域経済への寄与等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理に加え、制度見直し等に関する本省への提案等を行っている。</p>														
予算の状況 （単位：百万円）	平成25年度予算案計上額 296 百万円 （ものづくり中小企業連携支援事業 11,870 百万円の内数）														
関係職員数	114 人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人、東北局10人、関東局14人、中部局20人、近畿局19人、中国局14人、四国局7人、九州局21人）														
事務量（アウトプット）	<p>下記の他、公募にかかる説明会開催や、問い合わせ対応を実施。 （全国）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募受付</td> <td>約85件</td> </tr> <tr> <td>採択件数（執行件数）</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>中間帳簿検査</td> <td>約34件</td> </tr> <tr> <td>中間・最終評価</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>確定帳簿検査</td> <td>16件</td> </tr> </tbody> </table>			業務指標	24年度	応募受付	約85件	採択件数（執行件数）	16件	中間帳簿検査	約34件	中間・最終評価	6件	確定帳簿検査	16件
業務指標	24年度														
応募受付	約85件														
採択件数（執行件数）	16件														
中間帳簿検査	約34件														
中間・最終評価	6件														
確定帳簿検査	16件														
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）														
その他各方面の意見	なし														
平成21年工程表における見直しの内容	なし														
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	なし														
その他既往の政府方針等	なし														
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>本事業は、地域性にとらわれず全国に広く波及効果が見込まれる可能性の高い、広域的な産学官連携による研究開発を実施している。提案事業の採択の観点からは、広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による提案採択ができず、我が国全体の産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。</p> <p>また、事業実施主体である産学官連携体の組み合わせの観点からは、広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、当該広域の実施体制等に属する自治体内の企業や大学、公的研究機関等からの提案が優先されることにより、全国的視点からみて真に必要な産学官連携の組み合わせによる研究開発提案を阻害する可能性があり、事業実施に著しい支障が生じる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>また、本事業では、平成24年度においては16件の提案を新規採択。執行にあたっては人材・知見の集積等の整備が不可欠であるが、採択件数が少なく、都道府県に移譲した場合、行</p>														
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;">C</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>															

	政効率が非効率となるため、引き続き国が実施。
備考	なし

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局				No. 7																															
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																					
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・産学人材育成パートナーシップに関する事務																																				
事務・権限の概要	<p>○目的 大学と産業界との対話を促し、産業界のニーズと実際の教育との間のミスマッチの解消や横断的・制度的課題、業種別課題の解決に取り組むため、全国レベルの先端的なモデル事業として、産学連携による実践的な人材育成プログラムの開発とその実証等を実施する。</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 応募受付、広域にまたがる大学・民間企業・研究機関などの実施機関との事業計画の作成、フォローアップ、帳票検査等の業務を実施。</p>																																				
予算の状況 （単位：百万円）	なし（平成 22 年度をもって事業終了）																																				
関係職員数	-																																				
事務量（アウトプット）	<p>（全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募受付</td> <td>約80</td> <td>約50</td> <td>約20※</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>約45</td> <td>約45</td> <td>約20※</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>中間帳簿検査</td> <td>約90</td> <td>約90</td> <td>約40</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>確定帳簿検査</td> <td>約90</td> <td>約90</td> <td>約40</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※継続分のみ</p>							業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	応募受付	約80	約50	約20※	-	-	採択件数	約45	約45	約20※	-	-	中間帳簿検査	約90	約90	約40	-	-	確定帳簿検査	約90	約90	約40	-	-
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																
応募受付	約80	約50	約20※	-	-																																
採択件数	約45	約45	約20※	-	-																																
中間帳簿検査	約90	約90	約40	-	-																																
確定帳簿検査	約90	約90	約40	-	-																																
地方側の意見	「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）																																				
その他各方面の意見	-																																				
平成 21 年工程表における見直しの内容	-																																				
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	産学人材育成パートナーシップ事業は、平成 22 年度をもって廃止。																																				
その他既往の政府方針等	-																																				
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>産学人材育成パートナーシップ事業は、平成 22 年度をもって廃止。今後は、国（経済産業局）、自治体、大学、企業の協働による、地域イノベーションの創出も含め、世界に通用する産業人材の育成を推進。</p>																																				
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="text-align: center;">D（廃止済み）</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 D</p>																																					
備考	-																																				

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 8
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・情報処理の促進に関する業務	
事務・権限の概要	<p>情報化社会の要請に応え、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を推進していくためには、「新たな情報通信技術戦略」や「情報経済革新戦略」等を踏まえた国家IT戦略を全国的に推進していく必要がある。</p> <p>こうした国家IT戦略の一環として、次のような取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業等によるITを利活用して経営革新、生産性向上を図るための取り組みに対する支援 ・先進的な取り組みを行おうとする情報処理・ソフトウェア関連企業に対する支援 ・昨今の複雑化・巧妙化するコンピュータウイルス等の情報セキュリティに関する脅威に対応するための国民、企業等の情報セキュリティの確保等を促進 	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	61人の内数（平成25年度末） （北海道局5人の内数、東北局9人の内数、関東局6人の内数、中部局13人の内数、近畿局4人の内数、中国局12人の内数、四国局8人の内数、九州局4人の内数）	
事務量（アウトプット）	地域経済情報化基盤整備補助事業の執行件数…26件（平成21年度） ※事務量を定量的に示せない事務が数多く存在する。	
地方側の意見	移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について（平成23年8月30日、全国知事会）により「速やかに着手するもの」として意見が出されている。 ・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務	
その他各方面の意見	—	
平成21年工程表における見直しの内容	—	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—	
その他既往の政府方針等	政府のIT総合戦略本部における戦略（平成25年5月策定予定）	
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>本業務は、地域振興に係るものではなく、国としてITの振興のために実施するものであり、IT総合戦略本部の強力なリーダーシップのもと、本年5月に策定される予定の戦略に従って実施していくことが求められているため、自治体や自発的な広域実施体制に移譲することは不適切。</p> <p>また、IT分野は状況の変化が非常に早く、自治体や自発的な広域実施体制に移譲</p>	
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">C</div> <p>平成22年の検討</p>		

結果 C-c	した場合、地域間で対策にバラつきが生じるなど、国家IT戦略を推進していく上で著しい支障が生じる。
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 9
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・アジア人財資金構想に関する事務		
事務・権限の概要	<p>○目的：我が国企業への就職意欲のある、能力・意欲の高いアジア等の留学生に対して、大学、地域経済団体、NPO 法人等と民間企業が連携して、人材育成から就職支援までの一連の事業を実施し、産業界で活躍する高度外国人材の育成及び我が国企業への受入れを促進することを目的としていた。</p> <p>○根拠法令：なし</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：応募受付、委託契約手続き、中間帳簿検査、中間事業評価、最終事業評価、確定帳簿検査等の事務手続きや、優秀な留学生を日本企業に就職させるために、本事業の計画、調整、執行等のコーディネート業務を行っていた。「アジア人財資金構想」事業は委託事業であり、企画、立案、予算業務を本省にて実施し、経済局に本事業の契約、執行、確定検査業務を委任しており、地域における大学及び企業の巻き込み等の先導的な役割を経済局が担っていた。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	平成24年度にて事業終了		
関係職員数	—		
事務量（アウトプット）	—		
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）</p> <p>（2）経済産業局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務 ・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 		
その他各方面の意見	—		
平成21年工程表における見直しの内容	—		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>本事業では、優秀な外国人留学生の獲得、育成から就職支援に取り組んでいたが、平成21年11月の事業仕分け（第一弾）において、廃止と判定され、平成24年度をもって事業が終了した。</p> <p>なお、事業仕分け当時、本事業に参加していた留学生が卒業する平成24年度までは経過措置として事業を実施した。</p>		
その他既往の政府方針等	平成21年11月の事業仕分け（第一弾）において、廃止と判定。		
検討結果（事務・権限の区分）	<p>(区分の理由等) 既に平成21年11月の事業仕分け（第一弾）の結果を受け、平成24年度をもって事業が終了しているため。</p>		
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">D</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">(廃止済み)</p> </div> <p>(参考)</p>			

平成 22 年の検討 結果 D (廃止・民営化)	
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：経済産業局	No. 10
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務	
事務・権限の概要	<p>○目的及び制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J I S マーク制度は、国内に流通する鋳工業品の品質、安全度等を統一することにより、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること等を目的としており、鋳工業品の製造事業者等が、主務大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）の認証を受けて、その製造又は加工する鋳工業品、包装等に J I S に適合するものであることを示す特別な表示（J I S マーク）を表示することができる任意の制度。 ・ 主務大臣は国内外の認証機関の登録を行い、必要に応じて報告徴収、立入検査、適合命令、登録取消し等の処分を行うことができる。 ・ 主務大臣は、必要に応じて認証を受けた製造業者等（以下「認証製造業者等」という。）に対して、適合命令、立入検査、表示の除去命令等の処分を行うことができる。 ・ 認証製造業者等でない者が J I S マークを表示することはできず、違反者には罰則が科される。 <p>○根拠法令：工業標準化法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関の登録（法第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 3 条） ・ 認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査（法第 2 1 条） ・ 認証製造業者等に対する表示の除去命令等（法第 2 2 条） ・ 登録の更新（法第 2 8 条） ・ 登録認証機関からの届出等の処理（法第 2 9 条、第 3 1 条、第 3 2 条、第 3 3 条、第 3 4 条） ・ 登録認証機関に対する適合命令（法第 3 6 条） ・ 登録認証機関に対する改善命令（法第 3 7 条） ・ 登録の取消し（法第 3 8 条） ・ 登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査（法第 4 0 条）等 <p>○本省と経済産業局の業務分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する経済産業局が行うこととされている。（工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令第 3 条第 1 項） ・ 認証を受けた者の工場、事業所等に対する報告徴収、立入検査等に関する業務は、当該工場等の所在地を管轄する経済産業局が行うこととされている（同条第 2 項）。 	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	<p>9 2 人の内数（平成 2 5 年度末現在）</p> <p>（北海道局 9 人の内数、東北局 1 0 人の内数、関東局 1 4 人の内数、中部局 1 3 人の内数、近畿局 1 9 人の内数、中国局 1 4 人の内数、四国局 7 人の内数、九州局 6 人の内数）</p>	

事務量（アウトプット）	・ 認証製造事業者等に対する立入検査 約130件（平成21～23年度の平均）
地方側の意見	—
その他各方面の意見	<p>【登録認証機関】</p> <p>認証製造業者等の立地する地域の経済産業局に対して、以下の報告・相談を実施し、普段より密に連絡調整を行ってきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般からの苦情が寄せられた場合の事案の確認・処理等の対応 ・ 認証製造業者等の不正判明等緊急時の対応 ・ その他の相談・報告等 <p>これら業務に係る連絡調整先が認証製造業者等の立地する都道府県になった際には、以下の状況が発生する可能性がある。</p> <p>① 認証製造業者等が複数都道府県にまたがって事業展開している場合、連絡調整先が多数となることによる業務量の増大と、それに伴うコストアップ。</p> <p>② 各都道府県の認証製造業者等への対応が異なることによる公平性・統一性の問題。</p>
平成21年工程表における見直しの内容	—
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—
その他既往の政府方針等	—
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>A-a ※一の都道府県内のみ事業所等がある認証製造業者等への報告徴収、立入検査の権限については、事業所等の所在地を管轄する都道府県に権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C ※上記以外の業務</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証製造業者等には全国規模で事業展開しているところも多く、立入検査等で不適合が見つかった場合、国による全国的に均一かつ迅速な対応が必要。自治体間で認証製造業者等への対応の違いが生じれば、全国的に均一な対応が出来なくなり、対応の不十分な地域に不適合業者が集中する、自治体を跨がる問題が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な対応が取れなくなる。 ・ 各局とも少人数の担当で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率な運用になるとともに、技術継承や人材育成のコストも発生する。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。
（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）	
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 11														
事務・権限移譲等検討シート（個票）																	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ものづくり高度化支援に関する事務																
事務・権限の概要	○目的： 中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講じ、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を促進し、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図る。 ○根拠法令： 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（中小ものづくり高度化法） ○出先機関が実施する業務 ・地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務 ・「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定業務（申請受付、認定、計画変更対応等） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務（公募/採択、契約、事業管理、確定等） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及 等																
予算の状況 （単位：百万円）	ものづくり中小企業連携支援事業 11, 871百万円の内数																
関係職員数	109人の内数（平成25年度末現在） （北海道局5人の内数、東北局19人の内数、関東局10人の内数、中部局17人の内数、近畿局15人の内数、中国局26人の内数、四国局4人の内数、九州局13人の内数）																
事務量（アウトプット）	1. 「中小ものづくり高度化法」認定件数（平成25年3月8日現在） （単位：件）																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>132</td> <td>656</td> <td>1,050</td> <td>650</td> <td>583</td> </tr> </tbody> </table> （全国）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	132	656	1,050	650	583
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	132	656	1,050	650	583												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>4</td> <td>24</td> <td>31</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> （北海道局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	4	24	31	22	23
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	4	24	31	22	23												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>13</td> <td>41</td> <td>67</td> <td>70</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> （東北局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	13	41	67	70	32
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	13	41	67	70	32												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>37</td> <td>324</td> <td>440</td> <td>279</td> <td>206</td> </tr> </tbody> </table> （関東局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	37	324	440	279	206
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	37	324	440	279	206												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>31</td> <td>86</td> <td>133</td> <td>92</td> <td>97</td> </tr> </tbody> </table> （中部局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	31	86	133	92	97
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	31	86	133	92	97												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>31</td> <td>129</td> <td>239</td> <td>132</td> <td>142</td> </tr> </tbody> </table> （近畿局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	31	129	239	132	142
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	31	129	239	132	142												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>6</td> <td>20</td> <td>47</td> <td>17</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> （中国局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	6	20	47	17	27
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	6	20	47	17	27												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>4</td> <td>12</td> <td>37</td> <td>9</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> （四国局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	4	12	37	9	13
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	4	12	37	9	13												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>5</td> <td>19</td> <td>52</td> <td>27</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> （九州局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	5	19	52	27	37
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	5	19	52	27	37												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> （沖縄局）					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	1	1	4	2	6
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	1	1	4	2	6												

2. 「戦略的基盤技術高度化支援事業」応募件数／採択件数

(全国) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	134	858	1,541	995	639
採択件数	48	297	433	188	134
(北海道局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	8	39	42	31	25
採択件数	2	17	12	9	5
(東北局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	7	61	89	124	35
採択件数	3	25	31	36	11
(関東局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	44	376	630	390	235
採択件数	10	122	156	55	49
(中部局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	29	126	216	127	101
採択件数	15	42	72	27	24
(近畿局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	31	179	357	226	154
採択件数	10	59	99	39	26
(中国局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	10	27	68	33	28
採択件数	4	16	20	6	6
(四国局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	1	16	49	17	13
採択件数	1	4	16	6	2
(九州局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	3	33	81	38	42
採択件数	2	12	24	8	11
(沖縄局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	1	1	9	9	6
採択件数	1	0	3	2	0

地方側の意見

○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。(平成23年8月30日全国知事会)
 ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」(平成25年4月12日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康)

その他各方面の意見

経済衰退に伴い経営基盤が脅かされている中小企業の保有する強みの技術を強化していく国のプロジェクトとして非常に重要である。(総合科学技術会議有識者議員の戦略的基盤技術高度化支援事業へのコメント) <平成17年11月>

平成21年工程表における見直しの内容

中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務
 ○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。

平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む)

中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務については、平成21年度以降、平成24年度において、最新技術の動向を反映するために、中小ものづくり高度化指針の内容を以下のとおり改定。
 ○新規技術として「冷凍空調に係る技術」「塗装に係る技術」の2技術を追加。
 ○次の特定ものづくり基盤技術については、対象範囲拡大等のため、名称を変更。

<p>む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">(変更前)</td> <td style="text-align: center;">(変更後)</td> </tr> <tr> <td>「溶射に係る技術」</td> <td>→ 「溶射・蒸着に係る技術」</td> </tr> <tr> <td>「繊維加工に係る技術」</td> <td>→ 「繊維加工に係る技術」</td> </tr> <tr> <td>「部材の結合に係る技術」</td> <td>→ 「部材の締結に係る技術」</td> </tr> <tr> <td>「真空の維持に係る技術」</td> <td>→ 「真空に係る技術」</td> </tr> </table>	(変更前)	(変更後)	「溶射に係る技術」	→ 「溶射・蒸着に係る技術」	「繊維加工に係る技術」	→ 「繊維加工に係る技術」	「部材の結合に係る技術」	→ 「部材の締結に係る技術」	「真空の維持に係る技術」	→ 「真空に係る技術」
(変更前)	(変更後)										
「溶射に係る技術」	→ 「溶射・蒸着に係る技術」										
「繊維加工に係る技術」	→ 「繊維加工に係る技術」										
「部材の結合に係る技術」	→ 「部材の締結に係る技術」										
「真空の維持に係る技術」	→ 「真空に係る技術」										
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>										
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;">C</div> <p>(参考) 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>国は、「中小ものづくり高度化法」に基づき、我が国の国際競争力強化において高度化することが必要なものづくり基盤技術に関して、中小企業者の研究開発計画を認定し、そのうち技術的に高度でリスクが高く、我が国の中小企業のものづくり基盤技術の高度化や川下産業のニーズへの対応に対して、特に効果が大きく、国として実施する必要性が高い研究開発について支援を行っている。また、研究開発体制は都道府県にとどまるものではない。</p> <p>このため、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した支援を行うことができなくなり、著しい支障を生じる。</p>										
<p>備考</p>											

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局				No. 12	
事務・権限移譲等検討シート（個票）							
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・新連携支援に関する事務						
事務・権限の概要	○目的： 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、異分野の中小企業が連携し、互いの経営資源を活用する等、新商品、新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。 ○根拠法令： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容： 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務						
予算の状況 (単位:百万円)	平成 25 年度予算額：1,860 百万円の内数						
関係職員数	114 人の内数（平成 25 年度末現在） （北海道局 19 人の内数、東北局 21 人の内数、関東局 10 人の内数、中部局 11 人の内数、近畿局 12 人の内数、中国局 6 人の内数、四国局 13 人の内数、九州局 22 人の内数）						
事務量（アウトプット）	①基盤整備／制度設計 ・現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ②案件発掘／事業認定 ・地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ③事業化等支援 ・法施行事務、補助金交付業務、確定業務 等 ④全国展開・普及／制度見直し ・成功事例集の作成・普及、啓発イベントの開催 等 （全国）						
	業務指標		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	認定件数		139件	114件	46件	53件	71件
	補助交付件数		273件	294件	227件	153件	(未確定)
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成 23 年 8 月 30 日全国知事会） ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）						
その他各方面の意見	—						
平成 21 年工程表における見直し	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務						

<p>の内容</p>	<p>○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>平成21年工程表決定を受け、補助金の交付決定に際し、事業者から国（経済産業局）へ補助事業計画が提出され次第、関係する都道府県へ情報を提供し、意見聴取の機会を設け、補助事業計画に対する意見が提出された場合には、その意見を十分配慮するよう見直すこととし、平成21年6月から実施した。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="196 824 363 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">c</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C－c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</p> <p>広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。</p> <p>また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 13
-------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																			
事務・権限名	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の地域資源活用に関する事務 																		
事務・権限の概要	<p>○目的： 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、中小企業者が地域資源（伝統技術、農林水産品、観光資源）を活用しての、新商品、新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。</p> <p>○根拠法令： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 地域資源活用促進法による事業計画認定に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務</p>																		
予算の状況 （単位：百万円）	平成 25 年度予算額：1,860 百万円の内数																		
関係職員数	<p>115 人の内数（平成 25 年度末現在）</p> <p>（北海道局 19 人の内数、東北局 21 人の内数、関東局 11 人の内数、中部局 11 人の内数、近畿局 12 人の内数、中国局 6 人の内数、四国局 13 人の内数、九州局 22 人の内数）</p>																		
事務量（アウト プット）	<p>①基盤整備／制度設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 <p>②案件発掘／事業認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 <p>③事業化等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法施行事務、補助金交付業務、確定業務 等 <p>④全国展開・普及／制度見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成功事例集の作成・普及、啓発イベントの開催 等 <p>（全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>262件</td> <td>235件</td> <td>93件</td> <td>94件</td> <td>111件</td> </tr> <tr> <td>補助交付件数</td> <td>346件</td> <td>481件</td> <td>436件</td> <td>325件</td> <td>（未確定）</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	262件	235件	93件	94件	111件	補助交付件数	346件	481件	436件	325件	（未確定）
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度														
認定件数	262件	235件	93件	94件	111件														
補助交付件数	346件	481件	436件	325件	（未確定）														
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成 23 年 8 月 30 日全国知事会）</p> <p>○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）</p>																		
その他各方面の意見	—																		
平成 21 年工程表における見直しの内容	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務</p> <p>○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全</p>																		

	<p>国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>平成21年工程表決定を受け、補助金の交付決定に際し、事業者から国（経済産業局）へ補助事業計画が提出され次第、関係する都道府県へ情報を提供し、意見聴取の機会を設け、補助事業計画に対する意見が提出された場合には、その意見を十分配慮するよう見直すこととし、平成21年6月から実施した。</p> <p>平成22年の自己仕分け結果を受け、法律による認定に基づかない地域資源活用販路開拓支援事業について平成23年4月から廃止した。</p> <p>平成21年12月の地方分権改革推進計画を受け、地域主権一括法（第一次）により、都道府県の基本構想の作成に係る規定及びその作成又は変更に係る主務大臣の認定に係る規定を廃止した。（平成24年4月施行）</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>C 一部D</p> </div> <p>参考） 平成22年の検討結果 D（一部） C-c（その他）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</p> <p>広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。</p> <p>また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。</p> <p>なお、対象事業のうち法律による認定に基づかない地域資源活用販路開拓支援事業について平成23年4月から廃止した他、地域主権一括法（第一次）により、都道府県の基本構想の作成に係る規定及びその作成又は変更に係る主務大臣の認定に係る規定を廃止した。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 14				
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・農商工連携に関する事務					
事務・権限の概要	○目的： 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用しての、新商品・新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。 ○根拠法令： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容 ・地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ・農商工等連携促進法による事業計画認定に係る事務 ・補助金の交付・確定に係る事務 ・認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務					
予算の状況 (単位:百万円)	平成 25 年度予算額：1,860 百万円の内数					
関係職員数	115 人の内数（平成 25 年度末現在） （北海道局 19 人の内数、東北局 21 人の内数、関東局 11 人の内数、中部局 11 人の内数、近畿局 12 人の内数、中国局 6 人の内数、四国局 13 人の内数、九州局 22 人の内数）					
事務量（アウトプット）	①基盤整備／制度設計 ・現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ②案件発掘／事業認定 （アウトプット） ・地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ③事業化等支援 ・法施行事務、補助金交付業務、確定業務 等 ④全国展開・普及／制度見直し ・成功事例集の作成・普及、啓発イベントの開催 等 （全国）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	認定件数	177件	184件	65件	60件	60件
	補助交付件数	63件	201件	224件	161件	(未確定)
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成 23 年 8 月 30 日全国知事会） ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）					
その他各方面の意見	—					

<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>平成21年工程表決定を受け、補助金の交付決定に際し、事業者から国（経済産業局）へ補助事業計画が提出され次第、関係する都道府県へ情報を提供し、意見聴取の機会を設け、補助事業計画に対する意見が提出された場合には、その意見を十分配慮するよう見直すこととし、平成21年6月から実施した。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 869 363 1003" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>C</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</p> <p>広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。</p> <p>また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 15
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業再生支援に関する事務等		
事務・権限の概要	○目的： 全国の中小企業の事業の再生及び事業引継ぎを適切に支援するため、全国の中小企業の支援体制や制度の整備、中小企業承継事業再生の円滑化等を行う。 ○根拠法令 中小企業基本法第22条第4項、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2～、第40条～ ○経済産業局の具体的な業務内容 ・支援業務を行う認定支援機関（中小企業再生支援協議会等）の業務運営の適正化や監督 ・中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）の認定		
予算の状況 （単位：百万円）	経営革新・創業促進に必要な経費 4,335百万円（平成25年度予算案計上額） （北海道局138百万円、東北局246百万円、関東局972百万円、中部局504百万円、近畿局734百万円、中国局504百万円、四国局413百万円、九州局687百万円、沖縄局138百万円 ※1協議会当たりの予算案を単純計算。）		
関係職員数	145人の内数（平成25年度末現在） （北海道局19人の内数、東北局21人の内数、関東局7人の内数、中部局18人の内数、近畿局31人の内数、中国局14人の内数、四国局13人の内数、九州局22人の内数）		
事務量（アウトプット）	○認定支援機関の業務運営の適正化、監督 （再生支援協議会関係） ・統括責任者等の人選、評価等の人事管理（計312人） ・再生計画策定支援の報告を受けて、必要に応じ個別案件の再生手法や進め方について協議 再生計画の策定支援 22年度完了案件 364件 23年度完了案件 255件 24年度完了件数1,511件（速報値） ・ブロック会議開催数 20回（24年度実績） （事業引継ぎ相談窓口・事業引継ぎ支援センター関係） ・統括責任者等の人選、評価等の人事管理（計17人） ・事業者からの相談案件について、必要に応じ進め方について協議 24年度相談件数 813件 ○中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）の認定（平成21年6月制度創設以後、これまで10件）		
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会） ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成25年4月12日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）		
その他各方面の意見	○地域毎に異なる手続では、債権放棄等の要請に応じがたいこと等から全国統一的に、国が再生支援業務を行うことが好ましい。（金融機関） （平成19年「中小企業再生支援協議会全国本部」立ち上げ時の意見） ○関係省庁は、・・・、同一歩調で・・・以下の中小企業の経営改善・事業再生の促		

	<p>進策を講じられたい。</p> <p>①再生支援の中核を担う中小企業再生支援協議会の体制強化 (日本商工会議所「平成25年度中小企業関係施策に関する意見・要望」(H24.7.19))</p>
平成21年工程表における見直しの内容	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務</p> <p>○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農工商等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。</p>
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>○中小企業金融円滑化法が平成25年3月31日に期限を迎えるに当たり、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を協力に進めるに当たり、その具体化を図るため、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」(平成24年4月20日内閣府・金融庁・中小企業庁)を取りまとめ、中小企業再生支援協議会の機能強化を図ることとなった。</p> <p>○また、平成24年度補正予算により、中小企業再生支援協議会の機能強化を更に、推し進めている。</p>
その他既往の政府方針等	<p><閣議決定「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(H25.1.11)></p> <p>第3章具体的施策 II. 成長による富の創出 2. 中小企業・小規模事業者・農林水産業対策 (1) 中小企業・小規模事業者等への支援</p> <p>②経営改善・事業再生支援、資金繰り支援</p> <p>・中小企業再生支援協議会の機能強化</p>
<p>検討結果(事務・権限の区分)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">C</div> <p>(参考) 平成22年の検討結果 C-C</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>○以下の観点から全国的に統一された支援基準(実施基本要領)を示すだけではなく、個別案件についても統一的な取扱いが必要であり、国が認定支援機関の日常的な監督を通じて、その確実な実施を担保する必要がある。</p> <p>①地域毎に異なる運用がなされるため、取引先を広域に有する金融機関等の債権者は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等に応じることがきわめて困難となる。</p> <p>②地域毎に異なる運用がなされるため、全国的に統一された支援業務を担保できず、金融庁や国税庁から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税償却)が認められず、中小企業の事業再生が進まない。</p> <p>③事業再生支援を推進することは、倒産防止を抑制する機能を持つが、こうした機能は、地域間において差が設けられるものではなく、全国一律のセーフティネットとして機能する必要がある。</p> <p>○事業再生支援は、知見の集約が必要であり、ベストプラクティス等を全国で共有し、再生支援のインフラを充実する必要があるため、国が再生支援を行う必要がある。</p> <p>○また、地方公共団体が債権者として、直接貸付や債務保証をしていることから、債権放棄には地方議会の議決等が必要であり、利益相反を生じるため、地方自治体が適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難。</p>
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 16
-------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																					
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の経営承継の円滑化に関する事務																																																																																																				
事務・権限の概要	<p>○目的 中小企業における経営の承継の円滑化を図り、中小企業の事業活動の継続に資する。</p> <p>○根拠法令 ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法） ・経営承継円滑化法施行令 ・経営承継円滑化法施行規則</p> <p>○関係する計画・通知等 ・租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4まで ・同法施行令第40条の8から第40条の8の3 ・同法施行規則第23条の9から第23条の12</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 ・「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例（事業承継税制）」の適用の前提となる経済産業大臣の認定 ・年次報告※、合併報告等の各種報告に係る確認 ※上記認定企業が年1回、5年間行うもの ・贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認（贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切替に係る確認） ・金融支援に係る経済産業大臣の認定 等</p>																																																																																																				
予算の状況 （単位：百万円）	—																																																																																																				
関係職員数	171人の内数（平成25年度末現在） （北海道局19人の内数、東北局21人の内数、関東局33人の内数、中部局18人の内数、近畿局31人の内数、中国局14人の内数、四国局13人の内数、九州局22人の内数）																																																																																																				
事務量（アウトプット）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">（全国）</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税認定</td> <td>153</td> <td>132</td> <td>63</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>28</td> <td>67</td> <td>73</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">（北海道局）</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税認定</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">（東北局）</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税認定</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">（関東局）</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税認定</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	（全国）					業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	相続税認定	153	132	63	64	贈与税認定	28	67	73	69	金融認定	20	16	17	18	（北海道局）					業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	相続税認定	3	10	0	3	贈与税認定	2	0	8	7	金融認定	2	2	1	1	（東北局）					業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	相続税認定	13	14	7	2	贈与税認定	0	4	4	2	金融認定	1	1	1	0	（関東局）					業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	相続税認定	13	14	7	2	贈与税認定	0	4	4	2	金融認定	1	1	1	0
（全国）																																																																																																					
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																	
相続税認定	153	132	63	64																																																																																																	
贈与税認定	28	67	73	69																																																																																																	
金融認定	20	16	17	18																																																																																																	
（北海道局）																																																																																																					
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																	
相続税認定	3	10	0	3																																																																																																	
贈与税認定	2	0	8	7																																																																																																	
金融認定	2	2	1	1																																																																																																	
（東北局）																																																																																																					
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																	
相続税認定	13	14	7	2																																																																																																	
贈与税認定	0	4	4	2																																																																																																	
金融認定	1	1	1	0																																																																																																	
（関東局）																																																																																																					
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																	
相続税認定	13	14	7	2																																																																																																	
贈与税認定	0	4	4	2																																																																																																	
金融認定	1	1	1	0																																																																																																	

	相続税認定	63	48	37	32
	贈与税認定	16	38	38	35
	金融認定	8	9	9	10
	(中部局)				
	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度
	相続税認定	21	16	5	6
	贈与税認定	2	8	4	6
	金融認定	3	1	0	0
	(近畿局)				
	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度
	相続税認定	21	20	10	11
	贈与税認定	7	9	11	5
	金融認定	2	1	2	1
	(中国局)				
	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度
	相続税認定	8	8	1	2
	贈与税認定	1	3	3	8
	金融認定	1	0	0	3
	(四国局)				
	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度
	相続税認定	8	5	1	4
	贈与税認定	0	1	2	2
	金融認定	0	0	0	0
	(九州局)				
	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度
	相続税認定	16	11	2	4
	贈与税認定	0	4	3	4
	金融認定	3	2	4	3
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。(平成23年8月30日全国知事会)</p> <p>○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」(平成25年4月12日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康)</p>				
その他各方面の意見	—				
平成21年工程表における見直しの内容	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業活動の創出等に関する事務</p> <p>国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。</p>				
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>事業承継税制については、平成25年度税制改正大綱において各種適用要件の見直しが決定されたところであり、平成27年1月の相続税の見直しに併せて施行される予定である。</p>				
その他既往の政府方針等	—				

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A-a</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 B②</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>当該事務は、経営承継円滑化法をはじめ租税特別措置法や会社法などの各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた永続性のある十分な実施体制が必要である。また、当該事務は国税の特例措置等を適用するための前提となるものであることから、国税関連の解釈等に関して全国統一的に遂行される必要がある。このため、税関連解釈等に関して国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。</p>
<p>備考</p>	<p>当該事務は、国税の特例措置等を適用するための前提となるものであり、税関連解釈等に関しての国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整が前提。</p>

事務・権限移譲等検討シート

事務・権限移譲等検討シート（個票）	
出先機関名：経済産業局	No. 17
事務・権限名	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務</p> <p>・ 中小企業応援センター事業の事務</p>
事務・権限の概要	<p>○目的</p> <p>中小企業の生産性の向上等の経営改善を図るため、地域支援機関では対応困難な経営課題（農商工連携・経営革新・事業承継など）に対し、専門家派遣を中心とした支援を実施。</p> <p>○根拠法令：－</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各ブロック（経済圏）における中小企業応援センターの採択、契約及び金銭面での業務執行 ・ 各ブロック（経済圏）における中小企業応援センターの事業面のフォローアップ
予算の状況 （単位：百万円）	－
関係職員数	－
事務量（アウトプット）	－
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成 23 年 8 月 30 日全国知事会）</p> <p>○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）</p>
その他各方面の意見	－
平成 21 年工程表における見直しの内容	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業活動の創出等に関する事務</p> <p>国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。</p>
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	－
その他既往の政府方針等	－
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">D （廃止済み）</p> </div> <p>（参考）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>本事業は平成 22 年度をもって廃止。</p>

平成 22 年の検討 結果 C - c	
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 18																																																														
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ 地域商店街活性化法に関する事務等																																																																
事務・権限の概要	○目的：地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を図ることで、商店街等ににぎわいを創出し活性化を図ることを目的として、商店街等が行う少子高齢化、安全・安心、生産性向上、創業・人材等の社会課題に対応した取組を支援する。 ○根拠法令：地域商店街活性化法 ○経済産業局の業務内容 ・ 地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務 ・ 地域中小商業支援事業費補助金の交付事務																																																																
予算の状況 （単位：百万円）	「地域中小商業支援事業」の経費 3, 869百万円の内数																																																																
関係職員数	59人の内数（平成25年度末） （北海道局4人の内数、東北局6人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局10人の内数、中国局5人の内数、四国局5人の内数、九州局7人の内数）																																																																
事務量（アウトプット）	① 案件発掘 ・ 商店街関係者、自治体等に対する施策普及、案件発掘 等 ② 計画認定 （アウトプット） ・ 計画認定に係る相談受付、地方自治体への意見照会、審査委員会開催、計画認定 等（計画認定件数 103(平成21年8月法施行後、現在まで) ③ 補助金交付事務 ・ 補助金募集、相談受付、審査委員会開催、採択・交付 等																																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>補助金交付件数</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道局</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>東北局</td> <td>16</td> <td>39</td> <td>44</td> <td>112</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>関東局</td> <td>29</td> <td>84</td> <td>62</td> <td>69</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>中部局</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>近畿局</td> <td>36</td> <td>86</td> <td>63</td> <td>25</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>中国局</td> <td>7</td> <td>19</td> <td>17</td> <td>13</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>四国局</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>九州局</td> <td>7</td> <td>37</td> <td>33</td> <td>18</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>123</td> <td>311</td> <td>254</td> <td>258</td> <td>226</td> </tr> </tbody> </table>					補助金交付件数	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	北海道局	10	15	11	12	16	東北局	16	39	44	112	53	関東局	29	84	62	69	68	中部局	9	16	12	3	10	近畿局	36	86	63	25	15	中国局	7	19	17	13	22	四国局	9	15	12	6	14	九州局	7	37	33	18	28	全国	123	311	254	258	226
補助金交付件数	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																												
北海道局	10	15	11	12	16																																																												
東北局	16	39	44	112	53																																																												
関東局	29	84	62	69	68																																																												
中部局	9	16	12	3	10																																																												
近畿局	36	86	63	25	15																																																												
中国局	7	19	17	13	22																																																												
四国局	9	15	12	6	14																																																												
九州局	7	37	33	18	28																																																												
全国	123	311	254	258	226																																																												
	④ 先進事例紹介 ・ 講演・セミナー等による、全国の商店街活性化事例の紹介 等																																																																
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）																																																																

	<p>○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」 (平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康)</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>全国商店街振興組合による地方分権についての調査結果 (平成 22 年 6 月実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーケードの全面改修やカラー舗装など 10 億円を超える事業への支援を自治体はできるのか。 ・局は全国的視点と地域実態の双方を理解しているので今後も支援業務を続けて欲しい。 ・地方自治体の担当者が必ずしも商店街への理解が深いとは言えない場合がある。 ・自治体が商店街活動に如何ほどの理解があるか分からない。 ・本省のみで支援業務を担当することは、円滑なコミュニケーションと非効率的な事務処理の観点から疑問がある。 ・地方の実情等も理解しており、地方の実情を国の施策に反映させる意味でも局は必要である。
<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務</p> <p>○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。</p>
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等 (近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>—</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果(事務・権限の区分)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> C </div> <p>(参考) 平成 22 年の検討結果 C-c</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。</p> <p>地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。</p> <p>自治体が広く商店街振興を行うのに加えて、国は全国的視点 (モデル性、社会課題対応等) から選別して支援を行っており、財政上の制約がある中で、仮に都道府県に均等配分すれば、金額的にも薄い効果となる。また、本補助金は市町村経由で申請を受け付けているが、全国約 1700 市町村に均等配分すれば、効果が殆どなくなり、著しく非効率になる。</p> <p>なお、道府県は商店街予算を減少中。事業者への直接補助により、県の財政事情に左右</p>

	<p>されずに国策を現場で遂行することができる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none">・ 局の事務が本省引上げになった場合には、本省における執行体制整備のほか、商店街との意思疎通の減少、商店街側の負担の増加等が課題となる。

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 19
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・物流・流通業務効率化等に関する事務		
事務・権限の概要	○目的：物流・流通業務効率化等に関する事務は、我が国産業の国際競争力の強化、消費者需要の高度化・多様化への対応並びに物流分野における環境負荷の低減を目的とする。 ○根拠法令：流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容：事業者が申請する「総合効率化計画」について国が定める「基本方針」にもとづき認定し、必要に応じて認定事業者より実施状況の報告徴収を行い、認定された計画に従って事業を実施していないと認められる場合には当該認定を取り消す。また、申請事業者が特定流通業務施設を整備する際に、当該施設が省令で定める基準に適合しているかの確認を行う。		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	59人の内数（平成25年度末現在） （北海道局4人の内数、東北局6人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局10人の内数、中国局5人の内数、四国局5人の内数、九州局7人の内数）		
事務量（アウトプット）	これまでの認定件数は8件（いずれも地方運輸局との共同認定。24年3月時点。） 認定1件あたりの経済産業局の主な事務は以下のとおり。 ○ 申請事業者からのヒアリング（3回程度） ○ 申請書作成にあたっての指導（5回程度） ○ 地方運輸局、都道府県、都道府県警察、地方整備局との調整 ○ 認定通知書の作成 ○ 事業報告書の作成指導		
地方側の意見	<全国知事会「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」(H23.8.30)> >（抜粋） 1 「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。 （2）経済産業局 ・中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務 ・新規産業の環境整備に関する事務 ・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中心市街地の活性化に関する事務 ・企業立地促進に関する事務 など <地方分権改革有識者会議（H25.4.12）同会議構成員 佐賀県知事 古川康> 「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」		
その他各方面の意見	-		
平成21年工程表における見直しの内容	-		

<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>物流・流通業務効率化等に関する事務については、平成22年度見直し結果の再検討において、十分な体制整備（例えば、永続的であり、経済産業局が管轄している区域と同等の範囲であること。）及び共管省庁（国交省・農水省）と制度のあり方について調整が整った場合に、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲することとした。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A－b</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A－b②</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>当該事務に関して、本法律が施行された平成17年から経産省の認定件数は8件（共管3省で168件）であり、その内訳も関東局7件、中部局1件と申請に偏りがあるため、各都道府県への執行体制の構築や担当者配置は非効率である。</p> <p>このため、当該地方自治体等の発意に応じて選択的に移譲することが望ましい。</p>
<p>備考</p>	<p>本法は農林水産省、国土交通省との共管であり、地方移譲については両省との調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 20
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する業務 ・ J A P A Nブランド育成支援事業の事務		
事務・権限の概要	○目的： 複数の中小企業が協働して行う、海外市場へ向けた商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援することにより、中小企業の海外販路の拡大を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とするもの。 ○根拠法令：— ○経済産業局の具体的な業務内容： ・ 地域における案件発掘、ニーズの収集 ・ 補助金の交付・確定に係る事務		
予算の状況 （単位：百万円）	平成 2 5 年度予算額 中小企業海外展開総合支援事業 3, 1 5 0 百万円の内数		
関係職員数	98 人の内数（平成 25 年度末現在） （北海道局 19 人の内数、東北局 5 人の内数、関東局 11 人の内数、中部局 11 人の内数、近畿局 12 人の内数、中国局 5 人の内数、四国局 13 人の内数、九州局 22 人の内数）		
事務量（アウトプット）	○基盤整備／制度設計 ・ 現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ○案件発掘／事業構築支援 ・ 地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ○事業化等支援 ・ 補助金交付業務、確定業務 等 平成 2 3、2 4 年度の補助金交付件数：7 7 件、5 9 件 ○全国展開・普及／制度見直し ・ 成功事例普及 等		
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成 23 年 8 月 30 日全国知事会） ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）		
その他各方面の意見	—		
平成 21 年工程表における見直しの内容	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。		
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解	—		

<p>できるような情報</p>	
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="196 450 363 589" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">c</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 C - c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>本事業は、日本全体の輸出促進政策を踏まえた「JAPAN ブランド」というコンセプトのもとで、中小企業の海外販路開拓の実現を目指すもの。海外市場において、国内の特定の地域のブランドはあまり浸透していない一方、日本全体では、安心・安全・高品質といったプラスのブランドイメージが確立しており、このブランド力を有効に活用し、海外市場を獲得していくためには、国を挙げた支援が必要である。</p> <p>本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上でプロジェクトを選定しており、画一的な基準で選定できるものでもないことから、広域的实施体制等の整備が行われたとしても著しい支障が生じる。</p> <p>平成 24 年度の本事業による支援件数は、全国で 59 件であり、47 都道府県のうち、最も多くの案件がある自治体でも、その件数は 7 件にとどまっている。微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率。また、案件数が少ないことから、各自治体には海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、この点からも引き続き国が一体的に支援を行うことが妥当である。</p> <p>事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当と考える。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 21																					
事務・権限移譲等検討シート（個票）																							
事務・権限名	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告 等																						
事務・権限の概要	<p>○目的 下請代金の支払遅延等を防止することにより、親事業者の下請事業者に対する取引を公正化するとともに、下請事業者の利益を保護し、国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>○根拠法令 下請代金支払遅延等防止法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請事業者からの申告対応 ・親事業者への立入検査の実施 ・立入検査結果に基づく親事業者への改善指導 ・(悪質な違反について) 公正取引委員会への措置請求事案の組成 																						
予算の状況 (単位:百万円)	—																						
関係職員数	171人の内数（平成25年度末現在） （北海道局19人の内数、東北局21人の内数、関東局33人の内数、中部局18人の内数、近畿局31人の内数、中国局14人の内数、四国局13人の内数、九州局22人の内数）																						
事務量（アウトプット）	(全国) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 15%;">21年度</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下請事業者からの申告</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>立入検査等</td> <td style="text-align: center;">777</td> <td style="text-align: center;">944</td> <td style="text-align: center;">1,031</td> </tr> <tr> <td>改善指導</td> <td style="text-align: center;">715</td> <td style="text-align: center;">875</td> <td style="text-align: center;">944</td> </tr> <tr> <td>措置請求</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </tbody> </table>				21年度	22年度	23年度	下請事業者からの申告	43	30	21	立入検査等	777	944	1,031	改善指導	715	875	944	措置請求	2	3	2
	21年度	22年度	23年度																				
下請事業者からの申告	43	30	21																				
立入検査等	777	944	1,031																				
改善指導	715	875	944																				
措置請求	2	3	2																				
地方側の意見	—																						
その他各方面の意見	—																						
平成21年工程表における見直しの内容	—																						
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解	<p>平成22年の事務・権限自己仕分けにおいては、親事業者の下請取引が都道府県を越える広域で行われることが多く、都道府県による法執行には限界があること、法執行の統一性、専門性の点でも懸念があることを指摘し、引き続き、下請代金法を主管している公正取引委員会と調整しつつ検討することとしていたところ。</p> <p>その後、公正取引委員会と調整を行ってきたが、①下請代金法は事件調査のノウハウ等の専門性が必要であるため、地方自治法第245条の9第1項の規定による</p>																						

<p>できるような情報</p>	<p>処理基準を定めたとしても、都道府県によって運用の差異が出る可能性があることや、国が必要と認める場合に確実に事務を行える指示（立入検査先・検査の方法・指導の内容等）ができないことにより、ある地域では法律違反となり、ある地域では法律違反とならない等、下請代金法の統一的な運用が行われなくなるおそれがあること、②検査等に必要な予算や、専門性を有する人員の確保など、都道府県特有の事情によって法執行が左右されるおそれがあり、真に保護されるべき下請事業者が保護されなくなる等、下請代金法の中立的な執行が行われなくなるおそれがあることなどから、公正取引委員会より、内閣府地域主権戦略室（現「内閣府地方分権改革推進室」）に対し、反対する旨の意見書が提出されているところ。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>特になし</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">C</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>本件につき、下請代金法を主管している公正取引委員会からは、①ある地域では法律違反となり、ある地域では法律違反とならない等、下請代金法の統一的な運用が行われなくなるおそれがあること、②都道府県特有の事情によって法執行が左右されるおそれがあり、真に保護されるべき下請事業者が保護されなくなる等、下請代金法の中立的な執行が行われなくなるおそれがあることなどから、内閣府地域主権戦略室（現「内閣府地方分権改革推進室」）に対し、反対する旨の意見書が提出されているところ。</p> <p>なお、中小企業庁としては、上記、公正取引委員会の意見に加え、各都道府県において、全国規模で事業展開をしている親事業者の取引実態を把握し、取締りを行うことは、難しいと考えており、その結果、①各都道府県によって立入検査や改善指導などが重複して行われること（もしくは重複して行われないように調整すること）による行政コストの増大、②下請事業者への調査が、下請事業者1社に対して複数の都道府県から行われるなど、下請事業者の負担の増大となること、などにより、下請事業者の利益の保護という下請代金法の法益の確保が図られなくなることも懸念している。</p> <p>よって、公正取引委員会及び当庁が指摘している、上記事項をはじめとする懸念事項が解消されない限りは、都道府県へ事務・権限の移譲をすることは困難。</p>
<p>備考</p>	<p>関係省庁と調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 22
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査 等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査 等	
事務・権限の概要	○目的： 中小企業組合制度は、中小企業が共同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の構造改善を図るために必要な組織を設け、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。 ○根拠法令： 中小企業等協同組合法第27条の2第1項 等 中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項、第42条第1項 等 ○経済産業局の具体的な業務概要 経済産業局は、中小企業組合のうち、経済産業省の所管に属する事業が組合員資格又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領、立入検査等の事務を行っている。（中小企業組合の業種や地区等ごとに、所管する主務大臣又は都道府県知事を定めている。）	
予算の状況 （単位：百万円）	-	
関係職員数	182人の内数（平成25年度末現在） （北海道局19人の内数、東北局21人の内数、関東局11人の内数、中部局30人の内数、近畿局31人の内数、中国局35人の内数、四国局13人の内数、九州局22人の内数）	
事務量（アウトプット）	○経済産業局所管組合数： 2,657組合（平成23年度末） （参考）組合の総数 35,523組合 うち都道府県の所管組合数 27,324組合 ○経済産業局における手続件数 平成20年度 7,382件、平成21年度 4,259件、平成22年度 4,353件、平成23年度 4,017件 うち、決算関係書類の受理 2,040件、役員の変更届出の受理 1,129件 定款変更の認可 641件（平23年度）	
地方側の意見	-	
その他各方面の意見	-	
平成21年工程表における見直しの内容	-	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-	
その他既往の政府方針等	-	
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> A-a 一部C </div> （参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）	（区分の理由等） 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。 都道府県の区域を越える組合に関する事務については、現行の地方自治法における「広域の実施体制」では組織の持続性が担保されず、広域の実施体制の地区が変更されることにより、許認可の主体が変わる等、制度の安定的実施に著しい支障を来すため、そうした諸条件が担保されない限り、引き続き経済産業局が実施することとする。	
備考	本法に基づく中小企業組合の認可の事務を行う国の地方支分部局のうち、国税局や財務局については、国の責任で引き続き事務を実施すべきとの観点から、今回の仕分けの対象外となっている。	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 23
-------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	中心市街地の活性化に関する事務 ・戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務等					
事務・権限の概要	○目的：中心市街地の活性化に関する事務は、中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を目的として、中心市街地の活性化に関する法律（以下、中活法という）に基づき、都市機能の市街地集約やまちなか居住、中心市街地の商業・コミュニティ機能の強化等の持続可能な都市形成への取り組みを支援するものである。 ○根拠法令：中心市街地の活性化に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容： <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金の交付事務 ・特定民間中心市街地活性化事業計画の認定 ・中心市街地活性化に関する委託事業の実施 ・市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言等 					
予算の状況 （単位：百万円）	1, 199百万円の内数（平成25年度予算案計上額）					
関係職員数	59名の内数(平成25年度末) （北海道局4名の内数、東北局6名の内数、関東局13名の内数、中部局9名の内数、近畿局10名の内数、中国局5名の内数、四国局5名の内数、九州局7名の内数）					
事務量（アウトプット）	（北海道経産局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	補助金交付件数	6	8	5	4	2
	特定民間計画の許認可件数	1	1	1	0	0
	現地確認（現地視察含む）の件数	10	20	20	15	10
	確定検査の件数	6	8	5	4	0
	会計検査の対応件数	0	0	0	0	2
	中心市街地活性化に係る委託事業等への随行件数	7	5	2	1	0
	中心市街地活性化協議会への出席件数	0	1	1	1	2
	事業者等（市含む）からの相談件数（事業者数）	51	50	50	40	40
	その他（中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等）	8	24	30	30	25
	（東北経産局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	補助金交付件数	8	12	5	6	10
	特定民間計画の許認可件数	1	0	4	0	0
	現地確認（現地視察含む）の件数	10	29	33	13	18
	確定検査の件数	16	9	11	7	7
	会計検査の対応件数	2	0	3	0	1

中心市街地活性化に係る委託事業等への随伴件数	9	3	11	2	2
中心市街地活性化協議会への出席件数	7	14	3	4	1
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	46	36	28	37	44
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	23	18	14	16	20

(関東経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	11	12	13	2	3
特定民間計画の許認可件数	3	4	2	0	1
現地確認(現地視察含む)の件数	30	30	13	2	3
確定検査の件数	10	12	12	2	3
会計検査の対応件数	0	0	7	2	2
中心市街地活性化に係る委託事業等への随伴件数	5	1	2	2	2
中心市街地活性化協議会への出席件数	5	2	4	4	4
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	600	600	240	260	240
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	16	2	2	2	8

(中部経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	9	9	4	3	0
特定民間計画の許認可件数	0	4	1	0	0
現地確認(現地視察含む)の件数	15	18	6	5	0
確定検査の件数	9	12	4	3	0
会計検査の対応件数	0	4	4	1	0
中心市街地活性化に係る委託事業等への随伴件数	7	6	0	0	0
中心市街地活性化協議会への出席件数	7	10	9	8	4
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	18	20	30	50	60
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	35	30	24	35	12

(近畿経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	1	5	12	7	7
特定民間計画の許認可件数	0	3	3	4	2
現地確認(現地視察含む)の件数	15	30	40	14	15
確定検査の件数	1	5	12	7	7
会計検査の対応件数	0	2	4	1	3
中心市街地活性化に係る委託事業等への随伴件数	15	10	15	15	20

中心市街地活性化協議会への出席件数	5	5	5	5	6
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	20	20	25	25	25
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	54	48	66	43	46

(中国経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	6	13	12	10	11
特定民間計画の許認可件数	0	2	2	2	4
現地確認(現地視察含む)の件数	12	24	26	19	19
確定検査の件数	6	13	12	10	11
会計検査の対応件数	0	3	4	0	0
中心市街地活性化に係る委託事業等への随行件数	3	4	10	10	0
中心市街地活性化協議会への出席件数	9	10	7	11	14
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	240	400	360	380	340
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	28	28	24	20	23

(四国経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	8	9	2	2	1
特定民間計画の許認可件数	2	1	1	1	1
現地確認(現地視察含む)の件数	24	48	8	8	7
確定検査の件数	8	10	2	2	1
会計検査の対応件数	0	10	0	9	3
中心市街地活性化に係る委託事業等への随行件数	1	0	5	3	0
中心市街地活性化協議会への出席件数	5	4	5	6	8
事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	15	15	36	29	12
その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	12	6	31	2	10

(九州経産局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助金交付件数	8	16	15	15	11
特定民間計画の許認可件数	2	2	1	2	3
現地確認(現地視察含む)の件数	21	42	35	37	22
確定検査の件数	8	16	14	16	9
会計検査の対応件数	9	1	4	6	1
中心市街地活性化に係る委託事業等への随行件数	9	0	3	2	0
中心市街地活性化協議会への出席件数	9	10	9	11	3

	事業者等(市含む)からの相談件数(事業者数)	300	600	600	600	600
	その他(中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等)	4	6	8	6	9
地方側の意見	<p><全国知事会「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」(H23.8.30)> (抜粋)</p> <p>1 「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。</p> <p>(2) 経済産業局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務 ・ 新規産業の環境整備に関する事務 ・ 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・ 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ 中心市街地の活性化に関する事務 ・ 企業立地促進に関する事務 など 					
その他各方面の意見	—					
平成21年工程表における見直しの内容	—					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—					
その他既往の政府方針等	—					
検討結果(事務・権限の区分) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;">c</div> (参考) 平成22年の検討結果 C-c	<p>(区分の理由等)</p> <p>中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。また、中心市街地の活性化は、現在露呈している人口減少や高齢化といった課題に起因する全国的な地方都市の衰退に対して大きな効果が期待でき、その効果は一つの地域にとどまらない付加価値をもたらすものであることから、国が主体的にその事務を担うべきである。加えて、直接の支援先である民間事業者等の利便性や補助金の効率的な執行等の観点からも経済産業局が行うことが適当。</p> <p>特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択</p>					

	<p>を行っているところ。なお、地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難となるため、施策の最適化がなされず、その結果、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上に向けた総合的かつ一体的な取組に著しい支障が生じる。</p>
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 24																					
事務・権限移譲等検討シート（個票）																								
事務・権限名	企業立地促進に関する事務 ・新規立地に繋がる人材育成支援に関する事務 等																							
事務・権限の概要	<p>○目的：国際的な企業誘致競争が激化する中で、立地競争力を強化するため、諸外国に劣らない国内立地環境の整備等を図ること。</p> <p>企業の経済活動は既存の行政区域にとらわれることなく行われており、産業競争力強化につながる成長分野において、広域的な産業集積の形成及び活性化に係る取組を全国的な視点から支援することで競争力を強化すること。</p> <p>○根拠法令：企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：企業立地促進法は、国の同意を受けた基本計画（都道府県及び市町村が協力して作成）を策定した地域に対して、法の特例等の支援を講じる。経済産業局では、本法に関連し、以下の事務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助金にかかる執行業務（補助金の申請受付、確定検査等） 2. 法律に基づき設置される「地域産業集積活性化協議会」への参加及びアドバイス業務（都道府県や市町村からの求めに応じて協議会に参加し、国の方針や産業界の全国的な動向も踏まえながら助言等を実施） 3. 基本計画、補助金、法施行関連の相談対応（法の施行や主務大臣に対する基本計画の協議の申し出などに対し、地域性も踏まえつつ、国の立場から相談を実施する） 																							
予算の状況 （単位：百万円）	平成25年度予算案：986百万円																							
関係職員数	80名の内数（北海道局3名の内数、東北局14名の内数、関東局5名の内数、中部局13名の内数、近畿局12名の内数、中国局22名の内数、四国局8名の内数、九州局3名の内数）																							
事務量（アウトプット）	（全国） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">業務指標</th> <th style="width: 12.5%;">22年度</th> <th style="width: 12.5%;">23年度</th> <th style="width: 12.5%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数（基本計画、補助金、法施行関連等）</td> <td>1,171件</td> <td>1,035件</td> <td>1,443件</td> </tr> <tr> <td>協議会出席件数</td> <td>39件</td> <td>36件</td> <td>40件</td> </tr> <tr> <td>補助金申請件数</td> <td>208件</td> <td>119件</td> <td>119件</td> </tr> <tr> <td>補助金対象事業者確定検査等</td> <td>441件</td> <td>290件</td> <td>304件</td> </tr> </tbody> </table>				業務指標	22年度	23年度	24年度	相談件数（基本計画、補助金、法施行関連等）	1,171件	1,035件	1,443件	協議会出席件数	39件	36件	40件	補助金申請件数	208件	119件	119件	補助金対象事業者確定検査等	441件	290件	304件
業務指標	22年度	23年度	24年度																					
相談件数（基本計画、補助金、法施行関連等）	1,171件	1,035件	1,443件																					
協議会出席件数	39件	36件	40件																					
補助金申請件数	208件	119件	119件																					
補助金対象事業者確定検査等	441件	290件	304件																					
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）																							
その他各方面の意見	—																							
平成21年工程表における見直しの内容	—																							
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む）	平成22年11月の事業仕分けを踏まえ、補助金の補助対象を国際競争力の強化に資する成長産業に限定し、かつ、都道府県域を超える広域的な活用が見込まれる機器等の整備支援、都道府県域を超えた広域的な見地から当該地域に必要な高度な人材育成への特化、明確な成果目標の設定とフォローアップの実施等、補助内容の抜																							

<p>む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>本の見直しを行った。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 445 363 595" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">c</p> </div> <p>(参考) 平成 22 年の検討結果 C - c</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>○国は都道府県等が策定した基本計画の中から、全国的な視点で我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を支援する必要があり、本事業も我が国の産業競争力強化を図るため、地域に均一に配分するのではなく、全国的な視点のもとで採択を行っている。</p> <p>○広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した事業を採択する事が出来ず、産業競争力強化の観点から著しい支障が生じる。</p> <p>○なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 25
-------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																																									
事務・権限名	特定商取引法に基づく調査・処分に関する事務																																								
事務・権限の概要	<p>○ 特定商取引法では、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売など消費者トラブルが生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者に対する行為規制とそれに違反した場合の行政処分（業務停止命令・指示）などが規定されており、国（消費者庁長官・経済産業局長）と都道府県（知事）がともに、事業者に対する報告徴収・立入検査などの調査権限や処分権限を有している（いわゆる並行権限）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業局長は、内閣総理大臣の権限を委任された消費者庁長官の権限が委任され、全国的な消費者被害が生じている事案について、消費者庁長官の指揮監督の下で消費者庁と一体となって調査・処分を行っている（特定商取引法第 67 条第 3 項、第 69 条第 3 項、経産省設置法第 12 条第 4 項）。 ・ 都道府県知事は、自治事務として、都道府県の区域内で行われる販売業務による消費者被害に対し調査・処分権限を有している（特定商取引法第 68 条）。調査に当たっては、自区域内の事業者のみならず他の都道府県に所在する事業者（域外事業者）に対する立入検査も実施されており、域外事業者の自区域内における販売業務に関する停止命令などの行政処分を課すことが可能。 <p>○ このように、国と都道府県がともに法律上の権限を有し、それぞれ役割分担の下で調査・処分を行う仕組みが構築されている。すなわち、消費者庁・経済産業局は全国的に消費者被害が及んでいる事案などに対処し、県域内の事案については都道府県が地域の実情を踏まえて対処している。</p> <p>その中で経済産業局は、消費者庁が効果的な法執行を行う上での実働部隊として、国の責務を果たす上で不可欠の役割を担っている。</p> <p>（参考）</p> <p>○ 都道府県における行政処分の実績は極めて低調（過去 15 年間で 20 を超える都道府県が一ケタの処分件数に過ぎず、全く処分を行っていない県も 1 県存在）であり、都道府県が県域内での法執行を十全に行うことができるよう、国としての支援や協力を積極的に行っている。</p>																																								
予算の状況 （単位：百万円）	-																																								
関係職員数	経済産業局消費経済課 122 名（定員） （参考：消費者庁取引対策課 30 名（定員））																																								
事務量（アウトプット）	<p>○ 行政処分件数の推移（年度、件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 16</th> <th>平成 17</th> <th>平成 18</th> <th>平成 19</th> <th>平成 20</th> <th>平成 21</th> <th>平成 22</th> <th>平成 23</th> <th>平成 24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>16</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>37</td> <td>48</td> <td>53</td> <td>43</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>24</td> <td>45</td> <td>54</td> <td>142</td> <td>104</td> <td>90</td> <td>135</td> <td>82</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40</td> <td>80</td> <td>84</td> <td>182</td> <td>141</td> <td>138</td> <td>188</td> <td>125</td> <td>119</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	国	16	35	30	40	37	48	53	43	40	都道府県	24	45	54	142	104	90	135	82	79	計	40	80	84	182	141	138	188	125	119
年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24																																
国	16	35	30	40	37	48	53	43	40																																
都道府県	24	45	54	142	104	90	135	82	79																																
計	40	80	84	182	141	138	188	125	119																																
地方側の意見	<p>○ 全国知事会より、訪問販売に関する事業者の立入検査等を地方が行うべき、域外権限を付与するなどにより複数の都道府県をまたぐものであっても地方で実施が可能、との意見が表明されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国知事会国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）（抜粋） 「消費生活を守る観点から、割賦販売や訪問販売に関する事業者の立入検査等 																																								

	<p>も地方が行うべきである。複数の都道府県をまたぐ事業規模であっても、域外権限を付与するなどの仕組み（本報告「7」（2）② ケース3参照）を整えることにより、地方で実施することは可能である。」</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>○ 日本弁護士連合会やその他の関係者からは、特定商取引法の一層の執行強化を望む意見があがっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本弁護士連合会「新たな「消費者基本計画（素案）」に対する意見書」（平成22年2月18日）（抜粋） <p>「改正特定商取引法は過量販売解除権を導入するなど、現に生じている消費者被害実態に即してその予防救済を容易にするための改正を行った点で評価できるが、被害の後追いになっており、消費者被害の予防救済の観点からは、さらに同法の厳正な執行が望まれる。（中略）。特定商取引法の規制分野においても、消費者被害を予防し救済するためには、その厳正な執行は、「現に生じている被害実態に即して適時適切に」行われなければ意味がない（後略）。</p>
<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>地方分権改革推進委員会が公開討議を経て取りまとめた第2次勧告（平成20年12月）において、国に残る事務・権限とされている。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">—</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>○ 上記「事務・権限の概要」に記載の通り、特定商取引法においては、国と同等の調査・処分権限を都道府県はすでに有しており、かつ、都道府県は既に域外事業者に対するものを含め立入検査や行政処分を行っている。</p> <p>つまり、全国知事会の求めは特定商取引法上の事務・権限についてはすでに達成されている。</p> <p>○ よって、地方自治体への事務・権限の移譲の是非に関しては検討を要さない。（参考）</p> <p>○ 訪問販売・通信販売・電話勧誘販売などについては事業者の所在地に関わらず全国的に消費者被害が生じており、国と都道府県とがそれぞれの役割分担の下で調査・処分を行うこと、すなわち、県域内の事案については都道府県が実情を踏まえて対処する一方で、国（消費者庁・経済産業局）は全国的に被害が及んでいる事案などに対処することが、消費者利益の保護のためには必要不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的な被害をもたらす悪質事業者の所在地は全国に散らばっており、立入検査などを含め調査を機動的に実施するとともに、業務停止の監督・担保や指示の履行状況のチェックなど行政処分後の状況をきめ細かくフォローするためには、国の法執行の機関が各地域に存在していることが不可欠。 ・ 仮に消費者庁本体のみが国が対処すべき事案を担うこととなれば、国の法執行力は大幅に低下（担当職員数は1/8程度に減少）することとなり、消費者利益の保護に大きく支障をきたすことになりかねない。 ・ 都道府県の法執行強化の支援として、都道府県が行う立入検査などに求めに応じ国が立ち会うといった協力をしているところ、各地域に存する国の機関がそ

	うした支援・協力をを行うことが効果的かつ効率的。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 26																																																																									
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																												
事務・権限名	割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者に対する許可・登録、立入検査、報告徴収、処分等に関する事務																																																																											
事務・権限の概要	<p>○目的：割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受ける損害の防止等により、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にする。</p> <p>○根拠法：割賦販売法</p> <p>○経済産業局が実施している具体的な業務内容： 割賦販売法に基づき、前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者に対して、許可・登録、立入検査、処分等に関する事務を実施。</p> <p>※既に都道府県へ権限が委任されている事務： ・一の都道府県内にのみ事業所等がある前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者に対する報告徴収及び立入検査に関する事務 ・加盟店調査義務等に違反する個別信用購入あっせん業者に対する改善命令、報告徴収、業務停止命令、立入検査に関する事務（一の都道府県内に消費者の被害が限定される場合に限る）。</p>																																																																											
予算の状況 （単位：百万円）	—																																																																											
関係職員数	全局合計：125人の内数（平成25年度末現在） （北海道局8人、東北局10人、関東局21人、中部局19人、近畿局28人、中国局12人、四国局9人、九州局18人）																																																																											
事務量（アウトプット）	<p>※—は権限が経済産業局に委任されていない事務（8局合計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する許可件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する立入検査件数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する改善命令件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する許可取消件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する許可件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する立入検査件数</td> <td>99</td> <td>92</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する報告徴収件数</td> <td>19</td> <td>14</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する改善命令件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する許可取消件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する登録件数</td> <td>268</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数</td> <td>27</td> <td>92</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する登録件数</td> <td>131</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数</td> <td>30</td> <td>48</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table>				業務指標	22年度	23年度	24年度	前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—	前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	2	1	1	前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0	前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—	前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する立入検査件数	99	92	108	前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	19	14	8	前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—	包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	268	5	3	包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	32	34	44	包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	27	92	158	包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0	包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0	個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	131	6	4	個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	30	48	71
業務指標	22年度	23年度	24年度																																																																									
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—																																																																									
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	2	1	1																																																																									
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0																																																																									
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—																																																																									
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—																																																																									
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—																																																																									
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	99	92	108																																																																									
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	19	14	8																																																																									
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—																																																																									
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—																																																																									
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	268	5	3																																																																									
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	32	34	44																																																																									
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	27	92	158																																																																									
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0																																																																									
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0																																																																									
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	131	6	4																																																																									
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	30	48	71																																																																									

個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	19	39	66
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	1	2	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(北海道局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	2	2	3
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	0	1	1
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	14	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	4	4
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	3	2
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	8	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	2	4
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	2	4
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(東北局)

前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	11	2	10
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	2	0	2
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する	—	—	—

許可取消件数			
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	34	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	5	2	6
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	4	8	20
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	1	1	6
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	0	1	4
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(関東局)

前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	1	1	1
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	39	46	48
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	3	4	1
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	91	3	2
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	6	9	15
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	7	40	47
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	66	4	4
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	9	27	40
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	7	14	39
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	1	1	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(中部局)

前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する	0	0	0

立入検査件数			
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	9	8	5
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	10	1	0
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	18	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	2	3	2
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	8	29
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	9	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	4	4
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	1	5	3
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
(近畿局)			
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	13	11	18
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	0	2	0
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	36	1	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	6	5	3
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	4	16	24
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	14	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	5	4	8
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	4	6	8
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(中国局)

前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	1	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	10	8	10
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	1	1	4
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	22	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	4	5	4
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	11	13
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	9	1	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	1	4	4
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	0	5	3
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(四国局)

前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	5	5	4

前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	13	1	1
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	2	2	4
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	2	11
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	6	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	1	2
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	2	1	2
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

(九州局)

前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	10	10	10
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	3	5	0
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	40	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	4	4	6
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	4	12
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	19	1	0
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	5	5	6
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	5	3
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	1	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0

	(参考) 沖縄総合事務局																																																																																
	<table border="1"> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する許可件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する立入検査件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する改善命令件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式割賦販売業者に対する許可取消件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する許可件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する立入検査件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する報告徴収件数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する改善命令件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>前払式特定取引業者に対する許可取消件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する登録件数</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する登録件数</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—	前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	1	0	0	前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0	前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—	前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する立入検査件数	1	1	1	前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	1	3	0	前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—	前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—	包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	5	0	0	包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	1	1	2	包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	1	3	5	包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0	包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0	個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	4	0	0	個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	1	0	個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	2	0	個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0	個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
前払式割賦販売業者に対する許可件数	—	—	—																																																																														
前払式割賦販売業者に対する立入検査件数	1	0	0																																																																														
前払式割賦販売業者に対する報告徴収件数	0	0	0																																																																														
前払式割賦販売業者に対する改善命令件数	—	—	—																																																																														
前払式割賦販売業者に対する許可取消件数	—	—	—																																																																														
前払式特定取引業者に対する許可件数	—	—	—																																																																														
前払式特定取引業者に対する立入検査件数	1	1	1																																																																														
前払式特定取引業者に対する報告徴収件数	1	3	0																																																																														
前払式特定取引業者に対する改善命令件数	—	—	—																																																																														
前払式特定取引業者に対する許可取消件数	—	—	—																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する登録件数	5	0	0																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	1	1	2																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	1	3	5																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0																																																																														
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する登録件数	4	0	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	3	1	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	3	2	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0																																																																														
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0																																																																														
地方側の意見	—																																																																																
その他各方面の意見	—																																																																																
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費者取引の適正化に関する事務 一つの都道府県にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。																																																																																
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	平成 21 年 12 月 1 日 改正割賦販売法第 1 段階施行 平成 22 年 12 月 17 日 改正割賦販売法第 2 段階施行（完全施行） 平成 22 年に施行した改正割賦販売法により、加盟店調査義務等に違反する個別信用購入あっせん業者に対する改善命令、報告徴収、業務停止命令、立入検査に関する事務（一の都道府県内に消費者の被害が限定される場合に限る）を都道府県の自治事務として移譲した。																																																																																
その他既往の政府方針等	—																																																																																
検討結果（事務・権限の区分）	（区分の理由等） ○都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、広域自治体を跨る消費者事故																																																																																

<p>A-a 一の都道府県内のみ事業所等がある信用購入あっせん業者に対する報告徴収・立入検査の権限付与（並行権限）を検討。ただし、引き続き出先機関の事務・権限として実施。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p> <p>備考</p>	<p>が生じた場合に迅速・適切な対応ができない等の事態が生じ、均一かつ公平な消費者保護が図られない。さらに、こうした事態が続けば、割賦販売システムに対する国民の信頼の低下を招き、簡便な決済手段として商品の流通等の円滑化に資する当該システムに悪影響を与えることとなる。このため、割賦販売法の規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>○都道府県へ事務を移譲した上で、なお規制の一律性を確保するための方策としては、事務処理等の統一基準を定め、国の指示等を認めることも一般的には考えられる。しかしながら、仮に一の都道府県内のみ事業所がある事業者であったとしても、顧客は当該都道府県外にも存在するため、単一都道府県が全国で発生している被害実態を的確に把握し、適切な処分を行うことは困難である。また、各都道府県内において、職員に求められる割賦販売法や他の消費者保護関係法に係る高度な知見や十分な経験を有する職員を一定数育成し、それぞれ配置することが必要であるが、各都道府県における事業者分布に偏り（後述）があることから、事業者の少ない都道府県においても職員を配置することは非効率であり、また十分な職員を配置できない場合には基準通りの規制を実施することは困難となる。</p> <p>○割賦販売法に基づく規制の対象としては、①商品の引渡し又は役務の提供に先立って代金又は対価を受領する前払式割賦販売及び前払式特定取引、②商品の引渡し又は役務の提供後に代金を受領する信用購入あっせんの2類型がある。①については、例えば前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者が破綻した際には、現在、国において前払積立金を還付する必要があるところ、還付手続きに当たっては、債権者の特定や精算手続き等の専門的かつ膨大な業務量が生じる。このため、これら事務を処理する人員を迅速かつ大量に動員できる体制を備える必要が生じ、負担が大きい。したがって、十分な体制整備の確保が担保されない限り、前払式割賦販売及び前払式特定取引に係る国の事務を都道府県に事務移譲することは困難である。</p> <p>なお、一の都道府県内のみ事業所等がある前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者に対する報告徴収及び立入検査に関する事務については、既に当該事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与（並行権限）している。</p> <p>○また、②の信用購入あっせん業については、例えばクレジットカードは事業者の所在地に関係なく全国どこでも使える等、事業者の所在地と当該事業者の契約者（消費者）の所在地との間の関連性が極めて薄い。このため、仮に一の都道府県内のみ事業所等がある事業者であったとしても、当該事業者に係る消費者被害は全国的に発生している状況が想定されるほか、例えば、ある都道府県が域内の包括信用あっせん購入業者の登録取消処分を行った場合には、全国で当該事業者の発行するクレジットカードが使えなくなる等、ある都道府県が行った処分が他の都道府県にまで及ぶこととなり、消費者の利便性を含めて多大な影響を及ぼすため、国において実施することが必要である。加えて、事業者の分布を見ると、都道府県毎に大きくばらついており、域内に数社しか事業者がいない都道府県もある。このため、事業者の少ない都道府県においても、割賦販売法に係る規制の実施に必要な高度な知見や十分な経験を有する職員を配置し、規制実施体制を構築することは非効率である。</p> <p>○他方、一の都道府県内のみ事業所等がある信用購入あっせん業者に対する事務のうち、報告徴収・立入検査に関する事務については、割賦販売法に基づく登録や処分と異なり、主に消費者被害に係る情報を当該事業者から収集することが目的と考えられるため、前述の全国均一な規制の実施に対する影響や、他の都道府県の消費者に対する影響が少ないと考えられる。また、都道府県に権限を付与することで、より機動的に情報収集を行うことが期待できる。このため、当該事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与（並行権限）することを検討する。</p> <p>—</p>
---	---

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 27
-------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																							
事務・権限名	消費生活等の相談に関する事務																																																						
事務・権限の概要	<p>○目的：消費生活等の相談に関する事務は、経済産業省の所掌事務に係る相談について対応している。同事務は消費生活に関する苦情及び問い合わせに対する情報提供だけでなく、地方自治体の消費生活センター等の相談員などからの問い合わせにも対応することで、一般消費者の利益の保護を図ることを目的とする。</p> <p>○根拠法令：経済産業省組織規則第352条の規定に基づき各局ごとに経済産業大臣の承認を受けた事務分掌規定に基づき、各経済産業局において消費者相談室を設置し、経済産業省の所掌事務に係る消費生活に関する相談及び苦情の処理に関する事務を行うことを規定している。</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者からの相談 ・地方自治体からの消費生活センター等の相談員からの問い合わせ対応 ・特定商取引法、割賦販売法等の法執行に係る端緒情報の収集 																																																						
予算の状況 （単位：百万円）	—																																																						
関係職員数	<p>122人の内数（平成25年度末）</p> <p>（北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）</p>																																																						
事務量（アウトプット）	<p>○消費者相談に係る件数（件）</p> <p>（北海道経済産業局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>1,580件</td> <td>1,469件</td> <td>1,055件</td> <td>811件</td> <td>665件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>186件</td> <td>183件</td> <td>161件</td> <td>114件</td> <td>95件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北経済産業局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>713件</td> <td>669件</td> <td>633件</td> <td>548件</td> <td>403件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>178件</td> <td>210件</td> <td>233件</td> <td>172件</td> <td>169件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（関東経済産業局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>2,495件</td> <td>2,525件</td> <td>2,251件</td> <td>1,924件</td> <td>1,825件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>1,304件</td> <td>1,423件</td> <td>1,397件</td> <td>1,133件</td> <td>1,170件</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）	相談受付件数	1,580件	1,469件	1,055件	811件	665件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	186件	183件	161件	114件	95件	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）	相談受付件数	713件	669件	633件	548件	403件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	178件	210件	233件	172件	169件	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）	相談受付件数	2,495件	2,525件	2,251件	1,924件	1,825件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	1,304件	1,423件	1,397件	1,133件	1,170件
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）																																																		
相談受付件数	1,580件	1,469件	1,055件	811件	665件																																																		
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	186件	183件	161件	114件	95件																																																		
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）																																																		
相談受付件数	713件	669件	633件	548件	403件																																																		
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	178件	210件	233件	172件	169件																																																		
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（※）																																																		
相談受付件数	2,495件	2,525件	2,251件	1,924件	1,825件																																																		
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	1,304件	1,423件	1,397件	1,133件	1,170件																																																		

(中部経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	1,140件	1,139件	895件	779件	704件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	338件	371件	316件	293件	305件

(近畿経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	1,916件	1,914件	1,646件	1,181件	1,093件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	582件	576件	556件	405件	431件

(中国経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	901件	849件	771件	587件	464件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	246件	277件	226件	190件	176件

(四国経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	597件	496件	315件	250件	205件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	154件	129件	114件	116件	69件

(九州経済産業局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	1,033件	1,016件	837件	781件	646件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	374件	371件	324件	332件	313件

(参考：沖縄総合事務局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)
相談受付件数	202件	156件	171件	137件	118件
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	21件	7件	28件	43件	46件

	(参考：本省消費者相談室)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>3,985件</td> <td>3,839件</td> <td>3,415件</td> <td>2,882件</td> <td>2,353件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>346件</td> <td>408件</td> <td>371件</td> <td>345件</td> <td>320件</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)	相談受付件数	3,985件	3,839件	3,415件	2,882件	2,353件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	346件	408件	371件	345件	320件
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)													
	相談受付件数	3,985件	3,839件	3,415件	2,882件	2,353件													
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	346件	408件	371件	345件	320件														
(参考：全国)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>14,562件</td> <td>14,072件</td> <td>11,989件</td> <td>9,880件</td> <td>8,476件</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>3,729件</td> <td>3,955件</td> <td>3,726件</td> <td>3,143件</td> <td>3,094件</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)	相談受付件数	14,562件	14,072件	11,989件	9,880件	8,476件	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	3,729件	3,955件	3,726件	3,143件	3,094件	
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(※)														
相談受付件数	14,562件	14,072件	11,989件	9,880件	8,476件														
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	3,729件	3,955件	3,726件	3,143件	3,094件														
	<p>※いずれも平成24年度は暫定値</p> <p>○地方自治体の消費生活センター等の相談員を対象とする消費者相談研修の参加者数 平成20年度 17名、平成21年度 34名、平成22年度 34名、 平成23年度 34名、平成24年度 39名</p>																		
地方側の意見	—																		
その他各方面の意見	—																		
平成21年工程表における見直しの内容	「消費者行政推進基本計画」において、地方の消費生活センター等を一元的な消費者相談窓口と位置付け、緊急時の対応や広域的な問題への対応のために全国ネットワークを構築するとされていることを踏まえつつ、地方公共団体との連携を強化する。																		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>消費者庁では、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口につながる共通の電話番号である「消費者ホットライン」の事業を2010年1月から実施。</p> <p>経済産業局では、経済産業省の所掌事務について、消費者からの相談を受けるとともに、「消費者ホットライン」によって消費者からの相談を受けた地方自治体の消費生活センター等の相談員からの問い合わせにも対応する等の連携を行っている。</p>																		
その他既往の政府方針等	—																		
検討結果（事務・権限の区分）	<p>(区分の理由等)</p> <p>消費者等からの問い合わせに適切かつ迅速に対応することは、国、地方自治体ともに重要な事務である。そのため、消費者庁では2010年1月より全国どこからでも身近な消費生活相談窓口（都道府県の消費生活センター、市区町村の消費生活センター等）につながる共通の電話番号である「消費者ホットライン」の事業を実施し</p>																		
	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">C</div>																		

<p>(参考) 平成 22 年の検討 結果 C-c</p>	<p>ている。</p> <p>一方、経済産業局に設置する相談室は、経済産業省の所掌事務に係る消費生活に関する苦情及び問い合わせに対応する相談窓口（電話、電子メール、文書、面接等にて受付）として設置されている。具体的には、特定商取引法や割賦販売法等の法律を所掌する経済産業省として、これらの法解釈について特に知見があり、一般消費者のみならず、地方自治体の消費生活センター等の相談員からの問い合わせに対しても、必要な情報の提供を行う役割を担っている。</p> <p>※地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせは全体の約 3 割を占めている。</p> <p>また、特定商取引法、割賦販売法等の執行上に極めて重要な悪質事業者の行為の端緒情報の一次収集機能も担っており、特定商取引法、割賦販売法等の法執行業務の一環としても、経済産業局にて相談業務を行うことが必要である。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局

No. 28

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務																																																																																																																																								
事務・権限の概要	<p>○目的：消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、消費生活用製品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的とする。</p> <p>○根拠法令：消費生活用製品安全法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>																																																																																																																																								
予算の状況 (単位:百万円)	—																																																																																																																																								
関係職員数	122人の内数（平成25年度末） （北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）																																																																																																																																								
事務量（アウトプット）	<p>（北海道局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（関東局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>312</td> <td>323</td> <td>322</td> <td>337</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（中部局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>21</td> <td>34</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（近畿局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>32</td> <td>26</td> <td>33</td> <td>32</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（中国局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	0	3	0	1	3	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	1	3	0	3	3	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	312	323	322	337	284	報告徴収・立入検査・製品提出命令	2	1	3	0	1	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	21	34	17	19	21	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	1	2	3	1	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	32	26	33	32	26	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	2	0	0	1	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	2	11	6	7	4
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																				
届出の受理等	0	3	0	1	3																																																																																																																																				
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																				
届出の受理等	1	3	0	3	3																																																																																																																																				
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																				
届出の受理等	312	323	322	337	284																																																																																																																																				
報告徴収・立入検査・製品提出命令	2	1	3	0	1																																																																																																																																				
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																				
届出の受理等	21	34	17	19	21																																																																																																																																				
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	1	2	3	1																																																																																																																																				
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																				
届出の受理等	32	26	33	32	26																																																																																																																																				
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	2	0	0	1																																																																																																																																				
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																																																																																																																				
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																				
届出の受理等	2	11	6	7	4																																																																																																																																				

	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	3	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	(四国局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	1	0	1	0	2
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	(九州局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	3	10	4	7	8
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	2	1	0	1
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
地方側の意見	-					
その他各方面の意見	-					
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。					
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-					
その他既往の政府方針等	-					
検討結果（事務・権限の区分）	(区分の理由等)					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div>	<p>消費生活用製品安全法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、</p> <p>(イ) 違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、</p> <p>(ロ) 同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>消費生活用製品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、消費生活用製品安全法の執行にあたっては、同法の規制スキームに加え、石油燃焼機器、浴室用温水循環器、ライター等、多様な規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の習熟した担当者が対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、非効率である。</p>					
(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所が存在する製造業者・輸入業者への	<p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。</p>					

<p>報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの</p>	
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 29
-------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務					
事務・権限の概要	<p>○目的：電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、電気用品による製造、販売等を規制すると共に電気用品による危険及び障害の発生の防止を目的とする。</p> <p>○根拠法令：電気用品安全法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>					
予算の状況 (単位:百万円)	—					
関係職員数	122人の内数（平成25年度末） （北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）					
事務量（アウトプット）	（北海道局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	30	33	33	32	29
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	138	140	109	158	161
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	2	5	5	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	3067	3146	3015	3228	3631
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	44	53	51	52	43
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	407	459	442	438	524
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	9	17	7	14	13
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	979	948	811	1051	1308
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	
（中国局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
届出の受理等	151	134	123	149	187	
報告徴収・立入検査・製品提出命令	2	0	0	0	0	
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	

	<p>(四国局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>49</td> <td>31</td> <td>41</td> <td>45</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(九州局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>164</td> <td>161</td> <td>195</td> <td>220</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	49	31	41	45	71	報告徴収・立入検査・製品提出命令	4	3	2	2	1	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	164	161	195	220	250	報告徴収・立入検査・製品提出命令	1	1	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																												
届出の受理等	49	31	41	45	71																																												
報告徴収・立入検査・製品提出命令	4	3	2	2	1																																												
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																												
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																												
届出の受理等	164	161	195	220	250																																												
報告徴収・立入検査・製品提出命令	1	1	0	0	0																																												
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																												
地方側の意見	—																																																
その他各方面の意見	—																																																
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。																																																
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—																																																
その他既往の政府方針等	—																																																
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所が存在する製造業者・輸入業者への</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>電気用品安全法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、</p> <p>(イ) 違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、</p> <p>(ロ) 同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>電気用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反対応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、電気用品安全法の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、特定電気用品及び特定以外の電気用品を合わせ 500 近い規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。なお、各局とも少人数の習熟した担当者が対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を配置することが必要であり、非効率である。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。</p>																																																

<p>報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの</p>	
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局

No. 30

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務					
事務・権限の概要	<p>○目的：ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、ガスの使用者の利益を保護し、ガス用品の製造及び販売を規制して公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：ガス事業法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等</p>					
予算の状況 (単位:百万円)	—					
関係職員数	<p>122人の内数（平成25年度末）</p> <p>（北海道局8人の内数，東北局10人の内数，関東局18人の内数，中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）</p>					
事務量（アウトプット）	（北海道局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	0	0	0	0	1
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	0	0	1	0	0
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	47	46	71	67	68
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	18	64	60	57	58
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	8	5	7	3	1
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	
（中国局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
届出の受理等	0	0	0	0	1	
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	

	<p>(四国局)</p> <table border="1" data-bbox="411 219 1414 331"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(九州局)</p> <table border="1" data-bbox="411 385 1414 497"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示禁止命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	0	0	0	0	0	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	届出の受理等	1	1	17	11	18	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																												
届出の受理等	0	0	0	0	0																																												
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0																																												
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																												
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																												
届出の受理等	1	1	17	11	18																																												
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0																																												
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0																																												
地方側の意見	-																																																
その他各方面の意見	-																																																
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。																																																
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-																																																
その他既往の政府方針等	-																																																
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所が存在する製造業者・輸入業者への</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>ガス事業法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、</p> <p>(イ) 違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、</p> <p>(ロ) 同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、</p> <p>といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>ガス用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。例えば、ガス燃焼機器は北日本で多く使われるが、製造工場の多くは中部地方等、必ずしも主たる消費地区ではない範囲に位置している。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、ガス事業法の執行にあたっては、同法の規制スキームに加え、ガストーブやふろがま等の規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。なお、各局とも少人数の習熟した担当者が対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、是非効率である。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。</p>																																																

<p>報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの</p>	
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 31				
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務					
事務・権限の概要	<p>○目的：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、液化石油ガス器具等の製造及び一般消費者等への販売等を規制することにより、液化石油ガスによる事故・災害を防止し、公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：液化石油の保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>					
予算の状況 (単位:百万円)	—					
関係職員数	122人の内数（平成25年度末） （北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）					
事務量（アウトプット）	（北海道局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	0	1	0	0	1
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	4	1	2	1	4
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	80	98	131	114	123
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	1	1	0	0
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	22	77	77	79	81
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	10	12	11	22	17
	報告徴収・立入検査・製品提出命令 改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	（中国局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

	届出の受理等	0	0	0	0	0
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	(四国局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	0	0	1	1	1
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	1	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
	(九州局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出の受理等	1	1	21	12	15
	報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0	0	0
	改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0	0	0
地方側の意見	-					
その他各方面の意見	-					
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。					
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-					
その他既往の政府方針等	-					
検討結果（事務・権限の区分）	(区分の理由等)					
A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、</p> <p>(イ) 違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、</p> <p>(ロ) 同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、</p> <p>といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>液化石油ガス器具等の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。例えば、液化石油ガス燃焼機器は北日本で多く使われるが、製造工場の多くは中部地方等、必ずしも主たる消費地区ではない範囲に位置している。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反對（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p>					
C ※上記以外のもの	<p>また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、液化石油ガスに係る燃焼機器から供給機器まで、規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を配置することは必要であり、非効率である。</p>					
(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事						

<p>業所が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。 C-c ※上記以外のもの</p>	<p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局 No. 32

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務					
事務・権限の概要	<p>○目的：家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：家庭用品品質表示法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：表示基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・販売（卸売業者）・表示事業者の不適正表示の申出受理及び調査、製造・販売（卸売業者）に対する報告徴収・立入検査・指示等を行う。</p>					
予算の状況 (単位:百万円)	—					
関係職員数	122人の内数（平成25年度末） （北海道局8人の内数、東北局10人の内数、関東局18人の内数、中部局19人の内数、近畿局28人の内数、中国局12人の内数、四国局9人の内数、九州局18人の内数）					
事務量（アウトプット）	（北海道局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指示、公表	0	0	0	0	0
	申出受理、調査	0	0	0	0	0
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指示、公表	0	0	0	0	0
	申出受理、調査	0	0	0	0	0
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指示、公表	0	0	0	0	0
	申出受理、調査	0	0	0	0	0
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指示、公表	0	0	0	1	0
	申出受理、調査	0	0	0	0	0
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指示、公表	2	0	0	0	0
	申出受理、調査	0	0	0	0	0
報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0	
（中国局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
指示、公表	0	0	0	0	0	
申出受理、調査	0	0	0	0	0	

	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0
	(四国局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指示、公表	0	0	0	0	0
	申出受理、調査	0	0	0	0	0
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0
	(九州局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	指示、公表	0	0	0	0	0
	申出受理、調査	0	0	0	0	0
	報告徴収・立入検査	0	0	0	0	0
地方側の意見	—					
その他各方面の意見	—					
平成 21 年工程表における見直しの内容	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。					
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—					
その他既往の政府方針等	—					
検討結果（事務・権限の区分）	(区分の理由等) 家庭用品品質表示法の執行を都道府県の事務にすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、 （イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 （ロ）同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における品質表示が適切に行われなくなることで、家庭用品の表示に混乱が生じし、国全体での均一・公平な品質表示が図れなくなる。このため、家庭用品の品質表示に係る規制は国内で統一的に運用去れる必要がある。 家庭用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、品質に関する表示の不正が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（製造・販売（卸売業者）に対する報告徴収・立入検査・指示等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、家庭用品品質表示法の執行に当たっては、同法の規制スキームに加え、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品といった多様な規制対象製品の表示項目について詳細な知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、は非効率である。 なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（事業者届出への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。					
A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。						
C ※上記以外のもの						
(参考) 平成 22 年の検討結果 A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所が存在する製造業者・輸入業者への						

<p>報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。 C-c ※上記以外のもの</p>	
<p>備考</p>	<p>当該業務の移譲に当たっては、全国一律の安全対策を確保する理由から、出先機関においても引き続き事務・権限を実施することを条件（前提）とする。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 33			
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	工業用水道事業法の施行に関する事務 ・ 自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告					
事務・権限の概要	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、工業用水の豊富低廉な供給を図り、工業の健全な発達に寄与すること。 <p>○根拠規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業用水道事業法 <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用工業用水道布設の届出・変更の届出・給水廃止の届出（法第21条第1項及び第2項） 自家用工業用水道に関する報告（法第23条第2項） <p>※自家用工業用水道に関する届出・報告の受理については、「工業用水道事業法に基づく事務の取扱について（平成2年12月10日通商産業大臣通達、2立第2141号）」をもって、経済産業局長に事務委任がなされているところ。</p>					
予算の状況 （単位：百万円）	—					
関係職員数	56 人の内数（平成 25 年度末現在） （北海道局 3 人の内数、東北局 10 人の内数、関東局 5 人の内数、中部局 6 人の内数、近畿局 10 人の内数、中国局 8 人の内数、四国局 8 人の内数、九州局 6 人の内数）					
事務量（アウト プット）	（全国）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数	719	715	715	673	737
	（北海道局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			54	47	49
	（東北局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			42	40	41
	（関東局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			186	177	181
	（中部局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			218	194	223
	（近畿局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可・届出等件数			90	92	92
	（中国局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
許可・届出等件数			46	47	50	
（四国局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
許可・届出等件数			31	29	34	
（九州局）						
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
許可・届出等件数			48	47	67	
地方側の意見	—					

<p>その他各方面の意見</p>	<p>工業用水道事業者の声（経産省のヒアリング結果（平成21年度）） <自家用工業用水道の届出事務の移譲> 自家用工業用水道に関する情報は必要としていない。</p>
<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>工業用水道事業法の施行に関する事務 自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告に係るものについては、都道府県に移譲する。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>—</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="194 913 363 1048" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">C</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等） 工業用水道事業者には、都道府県、市町村、企業団、民間事業者が存在する（平成25年4月1日現在、都道府県40、政令指定都市9、市町村92、企業団9、民間事業者2、計152）。 工業用水道事業法の施行等に関する事務を都道府県に移譲した場合、同様の事業を行う市町村や民間事業者が存在する中、都道府県だけに権限を与えることは工業用水道事業者間のイコールフットィングの観点から、著しい支障が生じる。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 34
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・容器包装リサイクル法		
事務・権限の概要	<p>○目的： 容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等のため、事業者に対して、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクル等の義務を課している。</p> <p>○根拠法令： 容器包装リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器多量利用事業者からの定期報告の受理（法第7条の6） ・特定事業者に対する報告徴収（法第39条） ・特定事業者に対する立入検査（法第40条） <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 経済産業局において、事業者からの報告内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）		
事務量（アウト プット）	<p>（全国）</p> <p>22年度（定期報告263件、報告徴収0件、立入検査0件）</p> <p>23年度（定期報告275件、報告徴収6件、立入検査0件）</p> <p>24年度（定期報告228件、報告徴収0件、立入検査0件）</p>		
地方側の意見	-		
その他各方面の 意見	-		
平成21年工程表 における見直し の内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等にのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。		
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	-		

<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>-</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>対象となる特定事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 35																																																																																																																										
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																													
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査																																																																																																																												
事務・権限の概要	<p>○目的：小売業者及び製造業者等の行う特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等の適正性の確保</p> <p>○根拠法令：特定家庭用機器再商品化法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：小売業者又は製造業者等からの報告徴収を（特定家庭用機器再商品化法（以下「法」）第52条）、小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第53条）を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等の実施状況に関する報告徴収、内容確認 ・立入検査 立入検査の計画策定、検査先の選定、検査・指導・フォローアップ、本省への報告・相談 <p>※法第56条及び同施行令7条により、経済産業局長に委任（但し、主務大臣が自ら行うことも妨げていない）</p>																																																																																																																												
予算の状況 （単位：百万円）	資源循環推進費／中小企業等の資源循環推進に必要な経費／中小企業等産業公害防止対策調査費／特定家庭用機器等再商品化関係事業 9百万円の内数（平成25年度予算計上額） （北海道局1.0百万円、東北局0.9百万円、関東局1.0百万円、中部局0.6百万円、近畿局1.2百万円、中国局1.3百万円、四国局0.6百万円、九州局0.6百万円、沖縄事務局0.4百万円）																																																																																																																												
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部経産局9人の内数、近畿経産局11人の内数、中国経産局8人の内数、四国経産局6人の内数、九州経産局8人の内数）																																																																																																																												
事務量（アウトプット）	<p>（報告徴収件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北海道経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>東北経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>関東経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中部経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>近畿経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中国経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>四国経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>九州経産局</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（立入検査件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国</td> <td>455</td> <td>503</td> <td>491</td> <td>471</td> <td>446</td> </tr> <tr> <td>北海道経産局</td> <td>25</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>東北経産局</td> <td>58</td> <td>67</td> <td>68</td> <td>53</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>関東経産局</td> <td>124</td> <td>129</td> <td>122</td> <td>123</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>中部経産局</td> <td>53</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>59</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>近畿経産局</td> <td>85</td> <td>93</td> <td>97</td> <td>103</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>中国経産局</td> <td>39</td> <td>40</td> <td>48</td> <td>39</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>四国経産局</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>九州経産局</td> <td>41</td> <td>52</td> <td>34</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	全 国	0	0	0	0	0	北海道経産局	0	0	0	0	0	東北経産局	0	0	0	0	0	関東経産局	0	0	0	0	0	中部経産局	0	0	0	0	0	近畿経産局	0	0	0	0	0	中国経産局	0	0	0	0	0	四国経産局	0	0	0	0	0	九州経産局	0	0	0	0	0		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	全 国	455	503	491	471	446	北海道経産局	25	31	31	31	32	東北経産局	58	67	68	53	68	関東経産局	124	129	122	123	77	中部経産局	53	60	60	59	65	近畿経産局	85	93	97	103	99	中国経産局	39	40	48	39	43	四国経産局	30	31	31	31	30	九州経産局	41	52	34	32	32
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																								
全 国	0	0	0	0	0																																																																																																																								
北海道経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
東北経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
関東経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
中部経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
近畿経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
中国経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
四国経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
九州経産局	0	0	0	0	0																																																																																																																								
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																								
全 国	455	503	491	471	446																																																																																																																								
北海道経産局	25	31	31	31	32																																																																																																																								
東北経産局	58	67	68	53	68																																																																																																																								
関東経産局	124	129	122	123	77																																																																																																																								
中部経産局	53	60	60	59	65																																																																																																																								
近畿経産局	85	93	97	103	99																																																																																																																								
中国経産局	39	40	48	39	43																																																																																																																								
四国経産局	30	31	31	31	30																																																																																																																								
九州経産局	41	52	34	32	32																																																																																																																								
地方側の意見	－																																																																																																																												
その他各方面の意見	－																																																																																																																												
平成21年工程表における見直しの内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等にのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の																																																																																																																												

	報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—
その他既往の政府方針等	
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> A-a 報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C ※上記以外のもの </div> （参考） 平成22年検討結果 A-a 報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの	（区分の理由等） 都道府県域を超えて活動する小売業者及び製造業者等の全国の店舗・事務所等における取扱いの把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、国民の財産の回復（支払ったリサイクル料金の返還等）や法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。
備考	環境省と共管であり、調整が必要。

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 36
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査		
事務・権限の概要	<p>○目的： 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用を促進するため、事業者に対し、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等についての責務や目標を定めている。</p> <p>○根拠法令： 食品リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受付（法第9条第1項） ・登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知（法第11条第1項、第2項、第5項及び第6項） ・登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示（法第15条第1項及び第2項） ・登録再生利用事業者の登録の取消し（法第17条第1項及び第2項） ・食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第24条第1項、第2項及び第3項） <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 経済産業局において、事業者からの報告・申請内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、食品廃棄物等の発生量、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）		
事務量（アウト プット）	<p>（全国）</p> <p>21年度（定期報告95件、登録受付5件、その他の事務は実績なし）</p> <p>22年度（定期報告126件、登録受付5件、料金届出1件、その他の事務は実績なし）</p> <p>23年度（定期報告123件、登録受付6件、その他の事務は実績なし）</p>		
地方側の意見	-		
その他各方面の 意見	-		
平成21年工程表 における見直しの 内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等にのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。		
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含	-		

む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	
その他既往の政府方針等	-
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>対象となる事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。（主管省庁である、農林水産省との調整が必要。）</p>
備考	<p>共管省庁（国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省、環境省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。</p> <p>また、税関連解釈等に関しての国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整が前提。</p>

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：経済産業局	No. 37
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査	
事務・権限の概要	<p>○目的： 資源有効利用促進法では、分別回収を促進するため、容器包装等の製造事業者等に対して、全国統一的な表示の標準を示して、その遵守を求めている。</p> <p>○根拠法令： 資源有効利用促進法に基づく指定表示事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第37条第2項）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要 経済産業局において、表示制度に関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、必要に応じて、事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	-	
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）	
事務量（アウトプット）	22年度（報告徴収0件、立入検査0件） 23年度（報告徴収0件、立入検査0件） 24年度（報告徴収0件、立入検査0件）	
地方側の意見	-	
その他各方面の意見	-	
平成21年工程表における見直しの内容	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内等にのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-	
その他既往の政府方針等	-	

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>対象となる指定表示事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、全国統一的な識別表示及び分別回収の促進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。</p>
<p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C ※上記以外のもの</p>	
<p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p>	
<p>備考</p>	<p>共管省庁（国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省、環境省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 38
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・自動車リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査		
事務・権限の概要	<p>○目的：大臣が必要に応じて指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることで、製造業者及び輸入業者（メーカー等）による適正かつ確実なリサイクルを担保している。</p> <p>○根拠法：自動車リサイクル法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： メーカー等の委託を受けて処理を行う事業者等に対する報告の徴収及び立入検査の措置を行っている。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	－		
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）		
事務量（アウトプット）	<p>（累計実績）</p> <p>平成24年度 報告徴収 0件、立入検査 280件</p> <p>平成23年度 報告徴収 0件、立入検査 329件</p> <p>平成22年度 報告徴収 0件、立入検査 325件</p>		
地方側の意見	－		
その他各方面の意見	－		
平成21年工程表における見直しの内容	<p>各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進</p> <p>一の都道府県内等へののみ事務所等のある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。</p>		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	－		
その他既往の政府方針等	－		
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 5px 0;">C</div> （参考）	<p>（区分の理由等）</p> <p>都道府県域を超えて全国的な事業展開を行っている自動車製造業者及び自動車輸入業者（以下「メーカー等」）に対する許認可、監督業務についてはその影響が広範囲にわたることから国（本省）が責任を持って行っている。</p> <p>局は、メーカー等から委託を受けて再資源化を行う事業者の監督業務を行って</p>		

<p>平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>るが、当該事業者がメーカー等との委託契約に基づいて実施していることから委託契約関係を確認する必要があり、メーカー等に対する指導、勧告等の法的措置と一体となって実施することが不可欠。仮に、広域的实施体制が整備されたとしても、メーカー等は全国規模で活動をしていることから、ブロックを超えた全国規模の調整は困難であり、業務の執行に著しい支障を生じる。</p> <p>また、当該委託事業者の事業所は全国2,000箇所以上あるため、事業執行における機動性の確保等の観点から、引き続き現場に近い経済産業局で実施することが適当。</p>
<p>備考</p>	<p>環境省と共管のため調整が必要</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 39
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収 等	
事務・権限の概要	<p>○目的：内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること</p> <p>○根拠法令：エネルギーの使用の合理化に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <p>1. 特定事業者等の指定に関する事項 （1）エネルギー使用状況届出書の受理 （2）特定事業者等の指定</p> <p>2. 特定事業者等からの報告に関する事項 （1）エネルギー管理統括者・企画推進者及び管理者（員）選任届出書の受理 （2）定期報告書の受理 （3）中長期計画書の受理</p> <p>3. 特定事業者等への措置に関する事項 指導・助言、報告徴収・立入検査等</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	100人の内数（平成25年度末現在） 北海道局11人の内数、東北局10人の内数、関東局15人の内数、中部局16人の内数、近畿局13人の内数、中国局10人の内数、四国局9人の内数、九州局16人の内数	
事務量（アウトプット）	<p>※都道府県への移譲を検討しているのは特定事業者等への指導・助言、報告徴収・立入検査。</p> <p>※国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>（全国）</p> <p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者の届出・指定 12,234 件 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 14,665 件 ・定期報告書等の提出 24,197 件 ・エネルギー管理統括者選任等の届出 9,286 件 ・エネルギー管理企画推進者等の届出 7,915 件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 7,446 件 ・特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査等 61 件 <p>平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者の届出・指定 603 件 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 1,104 件 ・定期報告書等の提出 25,177 件 ・エネルギー管理統括者選任等の届出 6,776 件 ・エネルギー管理企画推進者選任等の届出 6,773 件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 6,260 件 ・特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査等 112 件 <p>平成24年度</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者の届出・指定 246 件 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 766 件 ・定期報告書等の提出 25,073 件 ・エネルギー管理統括者選任等の届出 3,185 件 ・エネルギー管理企画推進者選任等の届出 2,618 件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 3,493 件 ・特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査等 63 件
地方側の意見	—
その他各方面の意見	—
平成 21 年工程表における見直しの内容	平成 22 年 4 月からの改正法施行後の状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>平成 22 年見直しの後、エネルギー需給の早期安定化が不可欠な状況となったことに鑑み、需要サイドにおいて持続可能な省エネを進めていくため、省エネ法の改正に着手し、現在改正法案が国会審議中。</p> <p>当該改正法案では、事業者が電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価できる体系にすることとしている（事業者のエネルギー使用効率の算出方法の見直し）。</p> <p>エネルギーの使用合理化に関する事務については、都道府県への移譲を検討している特定事業者等への措置（指導・助言、報告徴収・立入検査）の実施方法が上記法改正により変わりうる。（当該事務・権限の付与に当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、国が作成した統一的指導方針に基づき、都道府県において、省エネ法の趣旨に即した的確な業務実施体制が整備されることが前提。）</p>
その他既往の政府方針等	—
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>A-a</p> <p>（一の都道府県内で完結する事業者への措置（指導・助言、報告徴収・立入検査）に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>エネルギーの使用合理化に関する事務については、以下に述べるとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域の実施体制のみでは対応出来ず、国による執行が必要である。</p> <p>ただし、省エネ法に基づく特定事業者等への措置（指導・助言、報告徴収・立入検査）については、一の都道府県にのみ事業所等を設置する事業者が対象である場合に限り、近接性の観点から、都道府県が当該措置を実施することとし、その詳細を検討する。</p> <p>【国・出先機関による執行が必要である理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するためには、本法に基づく定期報告書等により事業者のエネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し指導、立入検査等を実施する必要があるが、都道府県や広域の実施体制では、かかる情報の一元的管理に著しい支障が生じ、全体的視点からの対応が困難である。特に自発的な広域の実施体制を構築し本法に基づく事務を実施することについては、あるブロックでは広域の実施体制が整備されているが、他のブロックでは整備されていないといった事態が想定され、本法の執行に著しい支障が生じるのみならず、ブロックを超えた対応が必要な場合に支障が生じる。 ・また、直近（平成 20 年）の法改正により規制対象を従来の「事業所単位」から

<p>ただし、 国・出先機 関において も引き続き 事務・権限 を実施す る。)</p> <p>C ※ 上記以 外のもの</p> <p>参考 平成 22 年の検討 結果 A－a（一部） C－c（その他）</p>	<p>「事業者単位」に変更したところであるが、これは事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から我が国事業者のエネルギー使用状況をより幅広く把握するとともに、事業者が複数の所在地に設置している全ての工場等について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務づけるための措置であり、都道府県、広域的实施体制単位で本法を執行することはかかる法改正の主旨と相反する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他方、事業者にとっては、都道府県、広域的实施体制による実施とした場合、県・ブロック外への事業所の新設等により、本法に基づく各種の届出・報告書等の提出先が変わることとなり、事業者側に著しい混乱、負担を生じさせる。 ・以上のとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域的实施体制のみでは対応出来ず、国による執行が必要である。 ・なお、事業者は全国に展開することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当である。
<p>備考</p>	<p>(移譲に当たっての条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、エネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し立入検査等を実施する必要性に鑑み、当該事務は引き続き経済産業局も実施する。(並行権限) ・その上で、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、国が作成した統一的な指導方針に基づき、都道府県において、省エネ法の趣旨に即した的確な業務実施体制が整備される場合に限り、都道府県への並行権限の付与を検討していく。

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 40																																																																																																																																																															
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																																																																		
事務・権限名	品確法の施行に関する事務 等 ・揮発油（ガソリン）販売事業者の登録業務、報告、立入検査等																																																																																																																																																																	
事務・権限の概要	<p>○目的：国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益を保護する。</p> <p>○根拠法：揮発油等の品質の確保等に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：揮発油（ガソリン）販売業者等の登録業務、報告徴収、立入検査 等</p>																																																																																																																																																																	
予算の状況 （単位：百万円）	-																																																																																																																																																																	
関係職員数	70人の内数（平成25年度末） （北海道局6人の内数、東北局13人の内数、関東局15人の内数、中部局6人の内数、近畿局9人の内数、中国局9人の内数、四国局4人の内数、九州局8人の内数）																																																																																																																																																																	
事務量（アウトプット）	<p>揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務件数、立入検査件数</p> <p>（全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付業務件数</td> <td>31,127</td> <td>20,020</td> <td>27,315</td> <td>16,784</td> <td>24,274</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>698</td> <td>588</td> <td>547</td> <td>324</td> <td>232</td> </tr> </tbody> </table> <p>（北海道局）※以下同様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付業務件数</td> <td>1,943</td> <td>1,403</td> <td>1,727</td> <td>941</td> <td>1,657</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>74</td> <td>32</td> <td>40</td> <td>23</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付業務件数</td> <td>2,717</td> <td>2,006</td> <td>2,279</td> <td>1,907</td> <td>1,975</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>56</td> <td>11</td> <td>44</td> <td>17</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>（関東局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付業務件数</td> <td>10,410</td> <td>6,327</td> <td>9,255</td> <td>4,662</td> <td>7,703</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>154</td> <td>218</td> <td>178</td> <td>80</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table> <p>（中部局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付業務件数</td> <td>3,659</td> <td>1,436</td> <td>3,216</td> <td>1,883</td> <td>3,080</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>153</td> <td>69</td> <td>75</td> <td>54</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>（近畿局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付業務件数</td> <td>3,858</td> <td>1,973</td> <td>3,296</td> <td>1,888</td> <td>3,045</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>86</td> <td>84</td> <td>65</td> <td>59</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>（中国局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付業務件数</td> <td>2,769</td> <td>1,381</td> <td>2,616</td> <td>1,110</td> <td>2,313</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>74</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>60</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table> <p>（四国局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付業務件数</td> <td>1,874</td> <td>1,048</td> <td>1,563</td> <td>896</td> <td>1,451</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>25</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>（九州局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	受付業務件数	31,127	20,020	27,315	16,784	24,274	立入検査件数	698	588	547	324	232	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	受付業務件数	1,943	1,403	1,727	941	1,657	立入検査件数	74	32	40	23	16	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	受付業務件数	2,717	2,006	2,279	1,907	1,975	立入検査件数	56	11	44	17	15	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	受付業務件数	10,410	6,327	9,255	4,662	7,703	立入検査件数	154	218	178	80	77	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	受付業務件数	3,659	1,436	3,216	1,883	3,080	立入検査件数	153	69	75	54	23	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	受付業務件数	3,858	1,973	3,296	1,888	3,045	立入検査件数	86	84	65	59	30	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	受付業務件数	2,769	1,381	2,616	1,110	2,313	立入検査件数	74	75	75	60	64	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	受付業務件数	1,874	1,048	1,563	896	1,451	立入検査件数	25	30	20	3	7	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	業務指標					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																													
受付業務件数	31,127	20,020	27,315	16,784	24,274																																																																																																																																																													
立入検査件数	698	588	547	324	232																																																																																																																																																													
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																													
受付業務件数	1,943	1,403	1,727	941	1,657																																																																																																																																																													
立入検査件数	74	32	40	23	16																																																																																																																																																													
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																													
受付業務件数	2,717	2,006	2,279	1,907	1,975																																																																																																																																																													
立入検査件数	56	11	44	17	15																																																																																																																																																													
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																													
受付業務件数	10,410	6,327	9,255	4,662	7,703																																																																																																																																																													
立入検査件数	154	218	178	80	77																																																																																																																																																													
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																													
受付業務件数	3,659	1,436	3,216	1,883	3,080																																																																																																																																																													
立入検査件数	153	69	75	54	23																																																																																																																																																													
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																													
受付業務件数	3,858	1,973	3,296	1,888	3,045																																																																																																																																																													
立入検査件数	86	84	65	59	30																																																																																																																																																													
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																													
受付業務件数	2,769	1,381	2,616	1,110	2,313																																																																																																																																																													
立入検査件数	74	75	75	60	64																																																																																																																																																													
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																													
受付業務件数	1,874	1,048	1,563	896	1,451																																																																																																																																																													
立入検査件数	25	30	20	3	7																																																																																																																																																													
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																																													
業務指標																																																																																																																																																																		

	受付業務件数	3,897	4,446	3,363	3,497	3,048
	立入検査件数	76	69	50	28	17
地方側の意見	—					
その他各方面の意見	—					
平成21年工程表における見直しの内容	—					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—					
その他既往の政府方針等	—					
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示等が必要となるが、都道府県のみが行う場合、全国的に緊急的な指示等の実施に著しい支障が生じる。また、原因の究明においても、同様に輸入された港から事業所までの広範囲に渡る調査を早急に行う必要があることから、揮発油の品質確保に係る業務は引き続き国が行わなければ、迅速な対応に著しい支障が生じる。</p> <p>ただし、例えば、経済産業局と都道府県との間で報告等を行う仕組みとするなど、並行権限とすることにより事業者の追加的負担が生じることのないよう制度的に担保することを前提に、給油所等事業所が一の都道府県にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査権限（指示等の処分は除く）については、当該給油所等事業所が所在する都道府県に付与することを検討する。</p>					
備考	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>A-a （給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与（並行権限）することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <p>C ※上記以外のもの</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a（一部） C-c（その他）</p> <p>給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与（並行権限）することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p>					

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 41
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・小型家電リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査		
事務・権限の概要	<p>○目的： 小型家電リサイクル法では、使用済小型家電の再資源化を促進するため、国が認定した事業者等に対して、再資源化に係る責務や目標を定めている。</p> <p>○根拠法令： 小型家電リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定事業者等に対する報告徴収（法第16条） ・認定事業者等に対する立入検査（法第17条） <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 経済産業局において、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	72人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局8人の内数）		
事務量（アウト プット）	-		
地方側の意見	-		
その他各方面の 意見	-		
平成21年工程表 における見直し の内容	-		
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	平成25年4月、小型家電リサイクル法が施行。		

<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>-</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>A-a 事業所が一 の都道府県 にある場合 の報告徴 収・立入検 査について、都道府 県への権 限付与（並 行権限）を 検討。ただ し、出先機 関において も引き続き 事務・権限 を実施す る。</p> <p>C ※上記以外 のもの</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>対象となる認定事業者は、基本的には複数都道府県で活動するため、こうした事業者の広域の取組の把握が担保されず、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、認定事業者の業務の範囲が一道県にとどまる場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>共管省庁（環境省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。関係省庁と調整が必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 42
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、指導・助言並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収・立入検査	
事務・権限の概要	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）において、主務大臣は特定特殊自動車の使用者に対し、法第18条に基づく技術適合命令、同法第28条に基づく特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図ることについての指導及び助言、同法29条に基づく特定特殊自動車の使用状況その他の必要事項に関する報告、特定特殊自動車の所在すると認められる場所への立入、特定特殊自動車等の検査等ができることとなっている。</p> <p>なお、法33条及び同法施行規則第36条第1項の規定により、上記の事務については経済産業局長に委任されている。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	68人の内数(平成25年度末) （北海道局9人の内数、東北局8人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局11人の内数、中国局8人の内数、四国局6人の内数、九州局4人の内数）	
事務量（アウトプット）	実績なし	
地方側の意見	—	
その他各方面の意見	—	
平成21年工程表における見直しの内容	—	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—	
その他既往の政府方針等	—	
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A - a</div> （参考） 平成22年の検討結果 —	（区分の理由等） 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく使用者への技術基準適合命令、指導・助言並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収・立入検査については、地方経済産業局の事務から外し、地方公共団体に移管する。 本省の事務である製造業者等への規制（法第13条の改善命令等）のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において行うものとする。 管内の一部の行政区域のみに移管した場合、残る区域の対応のため引き続き経済産業局においても体制が必要となるため、全国一律・一斉の事業移管が必要。	
備考	—	